

第百八十三回国
参議院国土交通委員会會議録第五号

平成二十五年五月二十三日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十二日

辞任

補欠選任

青木 一彦君
長谷川 岳君
吉田 博美君

宇都 隆史君
大江 康弘君
岩井 茂樹君

同日

委員大江康弘君は議員を辞職した。

出席者は左のとおり。

委員長
理事

石井 準一君

委員

大河原雅子君
奥石 東君
田城 郁君
羽田雄一郎君
岩井 茂樹君
宇都 隆史君
鶴保 庸介君
松下 新平君
山崎 力君
秋野 公造君
藤巻 幸夫君
藤原 良信君
吉田 忠智君
水戸 将史君

国務大臣

副大臣

大臣政務官

事務局側
常任委員会専門員

政府参考人

本日の会議に付した案件

国土交通大臣

太田 昭宏君

国土交通副大臣

梶山 弘志君

国土交通副大臣

鶴保 庸介君

国土交通大臣政務官

赤澤 亮正君

国土交通大臣政務官

松下 新平君

国土交通大臣政務官

櫛原 利明君

国土交通大臣政務官

武田 俊彦君

国土交通大臣政務官

久保 成人君

国土交通大臣政務官

深澤 淳志君

国土交通大臣政務官

西脇 隆俊君

国土交通大臣政務官

大森 雅夫君

国土交通大臣政務官

佐々木 基君

国土交通大臣政務官

足立 敏之君

国土交通大臣政務官

前川 秀和君

国土交通大臣政務官

井上 俊之君

国土交通大臣政務官

瀧口 敬二君

国土交通大臣政務官

山縣 宣彦君

国土交通大臣政務官

羽鳥 光彦君

国土交通大臣政務官

気象庁長官

○政府参考人の出席要求に関する件

○気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○道路法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○港湾法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(石井準一君) ただいまから国土交通委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。

昨日、長谷川岳君、青木一彦君及び吉田博美君が委員を辞任され、その補欠として大江康弘君、宇都隆史君及び岩井茂樹君が選任をされました。なお、同日、大江康弘君は議員を辞職をされました。

○委員長(石井準一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りをいたします。

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、気象庁長官羽鳥光彦君外十一名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(石井準一君) 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(石井準一君) 気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○田中直紀君 どうもおはようございます。民主

党の田中直紀でございます。

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案、及び関連について質疑をさせていただきます。

まず、気象業務法の改正でございますが、いわゆる東日本大震災や平成二十三年度の台風十二号の大変な甚大な災害がございました。これを解析をし、また教訓を基に今回気象庁が特別の警報を発令するという法案化をいたしまして対処していくという内容になっております。

この東日本大震災におきましても、気象庁は警報により重大な災害への警告を呼びかけられたわけですが、災害の切迫した状況が必ずしも迅速かつ十分に伝わらなかったという反省がございます。その結果、国民自らの迅速な避難行動等に結び付く十分な形での情報発信にならなかったということでもあります。大変残念な状況だったわけですが、そのために避難という観点からそれぞれの災害の教訓を踏まえた対策を進めていくということでございます。

また、平成二十三年台風第十二号に關しましては、避難勧告等命令に關し、市町村による発令の判断が可能になるよう気象台などの国の機関との連携による基準作成というものに努めていつて集中豪雨に迅速に対応していこうと、こういうことでございまして、特別の警報を発動すると、こういうことでありますが、そういう中で、この法案は気象庁が都道府県知事や市町村長の意見を聴いた上で決定をすると、特別警報の基準ですね。

地域の各市町村の皆さん方もこの法案を見ながら検討をされておるようではありますが、その中で、特別警報が東日本大震災や平成二十三年台風第十二号による大被害のような数十年に一度の災害が起こる可能性がある場合にのみ発令されるのであれば、実際に特別警報が出された場合でも

その緊急性あるいは重大性を直ちに理解ができるのかどうか、対応ができない可能性も出てくる。また逆に、特別警報が頻繁に出されるようになると地域住民の方々が慣れてしまうといいますが、普通の警報を無視する可能性もなきにしもあらずと、こういうことになるということでございます。

特別警報を出す基準について、まずお伺いをいたしたいと思います。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 特別警報の基準についてお答えいたします。

先生御指摘のように、近年、警報の基準をはるかに上回る未曾有の大災害、これが多発してございまして、警報に加えて特別警報を設けて、命を守るということで対応をお願いしようと思つて設計したものでございます。

発表基準につきましては、先生言われますように、数十年に一回ということをやつておりますが、具体的には、やはり過去の事例でどういう状況で発表しますということをお示しするということが重要かと思ひまして、例えば、先生御地元の新潟では平成二十三年の新潟・福島豪雨、さらには昨年では二十四年の九州北部豪雨、さらに台風では伊勢湾台風級ということで大規模な高潮災害が発生しておりますが、そういうケースについてしっかりと特別警報を発表して、これも事前に発表して避難していただく。

さらには、地元自治体等につきましても、避難勧告・指示の判断材料ということではございますが、やはり直ちに避難をしていただく、あるいは直ちに避難勧告の判断をしていただくということが極めて重要でございますので、その点も含めまして、しっかりと地方自治体の意見を聴いて、お互いが共通の認識を持つて対応できるということにしたいと考えております。

以上でございます。

○田中直紀君 集中豪雨、台風第十二号は三県にわたつて大変な被害がありました。そういう状況の中で、新潟県も集中豪雨が多いわけでありま

が、今のお話のように、予報区というのが全国にありますね。その地域地域の状況というのが非常に違うわけで、北陸とあるいは九州とは、また和歌山県も相当、山岳地でありまして、また気候条件が違ふということ、全国で予報区、これは市町村と相談をされる、地方自治体と相談されるというの、そういう地域地域の特性があるということですから、全国で考えれば、数十年に一回と十年に一回といつても全国では何回も警報が出るという状況になるんだと思ひますが。

和歌山県で、鶴保副大臣、大変な地元の状況があつたと思ひますが、予報区というのは幾つあるんでしようか、和歌山は。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 現在、気象庁では市町村ごとに基本的に警報を発表してございまして、和歌山の予報区の数については、今手元にはございせんが、全市町村を個別に警報を発表してございまして、数十のオーダーかと思ひます。

以上でございます。

○田中直紀君 宮崎県はいかがですか。

○大臣政務官(松下平吉) ただいま羽鳥長官が申し上げたとおり、市町村ごとに設置してございまして。数字については後ほどお届けしたいと思ひます。

○田中直紀君 太田大臣の東京都は島がありますから、携帯電話で天気予報を見ると四つですよね、東京及び島が三つありますが、恐らく市町村というよりはもうちょっとブロック的になつているんだと思ひます。予報区が全国で六十九ですか、北海道は少し多いようですが、第一次の予報区というのは六十九、増えているかもしれないが、海上も含めてでしようけれども、そんな数字が出ておりますし、当然、東京でも、東京都の状況と、それから大島の状況とまた相当違うわけでありまして、そういう面ではこの発表基準は各地域と御相談されて決められるということが手順だと思ひます。

しかし、じゃ、各地域で運用を考えた場合に

は、そうはいつても、新潟県あるいは北陸を含めて、やつぱり気象庁で今までの事例を基にある程度の基準を決めていただくことが妥当なんではないかと、こういう意見もございまして。それがまずスタートでありますので、今後の手順、各地域と相談をして基準を定めていくんだと、こういうこととてございましてけれども、もう少し全国的な基準というものを決めていかれる必要があるんじゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 雨量の基準につきま

しては、先生御指摘のように地域によつて大きな違いがございまして。北海道と九州、これにつきましては違ひますので、基本的に過去の事例で災害をまず捕捉して、その災害を発生するような条件の雨量、例えば四十八時間のトータル雨量あるいは三時間の雨量といった基準で全国で分布図を作りまして、それによつて地域ごとに基準を定めてございまして。しかしながら、雨量の基準というのは極めて分かりにくいところもございまして、

で、それについて過去の事例を添付して地方自治体には説明していくということが重要かと思つてございまして。

津波等も含めてでございますが、津波につきましてはこれは全国でできるだけ一律で対応するのがよろしいかと考えておりますので、これにつきましては、大津波に相当する津波について全国の市町村に共通に御意見を伺つて認識を共にしたいと考えております。

以上でございます。

○田中直紀君 記録的短時間大雨情報というのが現在はあるわけですね。大雨注意、こういう今の警報のシステムとこの新しい特別警報というのが、大雨注意報の問題もあるんだと思ひますが、その辺の絡みもありますので、地域の方々はやはりある程度大筋はまず基準を決めていただいて、そしてその地域地域に、山岳地帯あるいは海岸地帯と異なるわけでありまして、まず、これはこの法案が成立したらもうすぐ実施というこ

ともありますので、少し話は各自自治体聴いているようでありまして、相談よりもまず前提を、今の状況のやつておることどう、すみ分けるのではなくて、連携を取つて、その中にこの特別の警報というものを織り込んでいくと、こういうことでやつてもらつた方が分かりやすいんじゃないかと、こういう意見もあるんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(太田昭宏君) 先生おっしゃるとおり、何十年に一回と、こう言つてもどうということなのかというところはよく分からないということだと思ひます。住民からいいまして、また先生おっしゃるとおり、地域性によつて本当に雨が多いとかそういうことがあると思ひます。そういう点では、今回、特別警報というのは一体、が発表されたらどういふことなのかというところは、住民がよく分かつていただかなくちゃならぬというように思ひます。

この法律を成立させていただきまして、三か月以内には全て徹底して中身を明らかにして、相談をして、各地域にそれが、この特別警報がどういふふうな発せられて、そうしたら住民がどういふふうな動くかと。簡単に言いますと、注意報は注意報なんです、警報というのは、災害が起きるといふ段階になるとこれは警報、命にかかわつていふふうな避難とかいふことをしなくちゃならないというのが特別警報。特に東日本大震災、台風の十二号等、最近、そうした直ちに動かなければ命にかかわるということですから、先生おっしゃるとおり、何十年に一回というよりは、その地域地域にそうしたもう逃げなくてはならない、避難しなくちゃならない、命にかかわるぞというときですから、その辺をよく詰めて、中身を詰めて、成立させていただいたならば、三か月以内にそこはきちつとできるような体制を取りたいと、こういうふう

に思つております。

○田中直紀君 今の大臣のお話のように、三か月、今度成立しましたら、後に施行すると、こういうことになっておりますので、段取りよく、そ

してまた梅雨どきもありますし、夏の台風の時節もあるわけでありますから、迅速に対応していただきたいと思います。

先ほどのお話のように、新潟県、九年前に集中豪雨がありまして、河川も決壊をいたしました。防災無線との連携がなかなかいかなかったという地域もあったと、こういうことでございますが、新潟県で集中豪雨があつて、その次に福井県でマルチセルとかという積乱雲が急にたくさん発生、出るんでしょいか、そういう日本の集中豪雨という気候状況でありますので、この二十三年の集中豪雨、鶴岡副大臣の地元であります、和歌山も大変な、前田大臣が担当されたときでありましょいか。

三県にまたがつているわけでありまして、そういうときに、どうなんでしょうか、集中豪雨を体験されて、副大臣、この警報をどう運営したらいかと、まずちよつとお話しいただければと思います。

○副大臣(鶴岡副大臣) 確かに、市町村を通じて様々な形で住民に対して警報措置あるいは避難命令等々の連絡を続け、伝達をしていったわけでありまして、そのみではやはりこれ、今までのような状況、制度設計の中でどうしても十分どころがやっぱりあつたなど。避難命令一つ取ってみても、住民がどこへ確認をしていていいかわからない、そしてまた、それを受けて、どれだけの避難をしなければいけないという情報のやり取り等々もかなり現場では混乱があつたようであります。

こうした情報伝達をより太いパイプで確実なものにする、こういうことが必要になろうというふうに思いますので、是非ともこの法案にまた御賛同いただき、御審議を賜りたいというふうに、御指導賜りたいというふうに思っております。

○田中直紀君 経験に基づき、この法案の運営につきましてよろしくお願ひしたいと思います。特別警報と住民への周知義務付けの問題点と対策でございますが、やはり従来ある警報と特別警

報が分かりやすい体系にしたいので、各自自治体が避難をしてもらう、避難命令を出してもらう、こういう体系がいいのではないかというお話でございます。

一方で、災害対策基本法に基づいて避難準備情報や避難勧告等を発出する責務を市町村が持つていくわけですね。ですから、特別警報を含めたこの警報と、また災害対策の基本法に基づく市町村の責務もあると、こういうことでありますので、その辺も国土交通省として対応をお願いしたいと思います。

現在の仕組みは、全国瞬時警報システム、Jアラート、これは、例のミサイルのときにいろいろ試行錯誤しながら、今相当精度、精度が高くなつてきているわけでありまして、これも防災行政無線での広報ということでありますので、この関係も出てくる。そしてまた、先ほど話がありました大津波警報等の発表の仕方についてもあるようであります。

気象庁側の発表基準の変更等、情報伝達で消防庁との関係もございまして、全国瞬時警報システム対応というのがあるようであります。そのほかの警報といえ、水防警報、土砂法に基づく土砂災害警戒情報ということもございまして、整合性を取つて対応していただく。

各自自治体が、防災担当するようでありますけれども、混乱しないようにといいますが、スムーズに対応できるような、そういう形で臨んでもらいたいという要望もございまして、どうでしょうか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 特別警報につきましては、やはり大臣がお話ししましたように、直ちに避難していただく、あるいは直ちに避難勧告・指示の判断をいただくということが重要な情報だと思つております。このことについては、先生御指摘のように、最終的には市町村長の判断でございしますが、やはり意見交換の段階においてしっかりと地域防災計画に位置付けていただいて、それによつて市町村の防災担当者もしっかりと行動いた

重要かと思つております。

○田中直紀君 新制度への準備ということで、公布の日から三か月、先ほど大臣がお話ありましたけれども、いろいろ各地方自治体も準備はしておるようでありまして、三か月と、こういうことも伺つております。

どのような手順で今行われているか、そしてまた今後、大臣、どういう形で進められるか、少し具体的にお話しいただければと思います。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 事務方から手続についてお話しします。

三か月で実施ということでございますので、これにつきましては、法案の段階から、市町村に赴きまして詳細な趣旨等の説明をこれまでも何回か行つてきているところでございます。全国の地方気象台等を活用して、県あるいは市町村に直接出向くなどによつて説明してございます。

また、公布後三か月という短い期間でございますので、公布直後から公式に意見の照会ができるように現在準備を進めているところでございまして、また、書面での照会だけじゃなくて、実際上、やはり地元の気象台からしっかりと再度説明して、それを理解いただいた上で御意見をいただくというプロセスが重要かと思つておりますので、このことが地域防災を更に強化すると考えておりますので、丁寧にしっかりと対応していきたいと思つております。

○田中直紀君 よろしくお願ひをいたしたいと思います。

平成二十五年度の気象庁の、せつかくの機会でありまして、予算について若干御質問を申し上げます。

内容につきましては、次期静止地球環境観測衛星の整備ということで、これが大きな柱になっておられます。ひまわり八号、九号と、こういうことで、今製作をされてきておるんでしょいか、だんだん新しい技術が採用されてきておるところで

あると聞いておりますし、その都度、この「ひまわり」の活用も重要視されてきておるというふうに伺つております。

七十億の予算を組まれておるわけでありまして、これを何とか継続していけば、次のひまわり八号というのは、これは静止衛星ですね、いつ打ち上げになるんでしょいか。

○大臣政務官(松下新平君) 予算のことです。気象庁では、これまで約三十五年にわたつて宇宙からの気象観測を行つてまいりました。御指摘いただきました、現在ひまわり七号が観測を行つておりますが、気象庁ではこの後、継続いたしますので、ひまわり八号及び九号の製造を進めていくところでございます。八号は平成二十六年に、九号は平成二十八年にそれぞれ打ち上げる予定でございます。

ひまわり八号及び九号においては、現在三十分毎の観測を十分毎に行うなど、観測機能が大幅に強化されます。これにより、台風や集中豪雨等の状況をより詳細に早期にとらえることができるようになるため、特別警報を始めとする警報等の一層の確実な実施に寄与すると考えております。

予算については長官の方でお願いいたします。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 気象庁予算の二十五年度について、概要をお話しします。

現在、気象庁の予算では、主に重要な取組として、まずは大雨の監視・予測能力の向上ということで気象レーダーの解像度を上げるといふことで、水管理・国土保全局が整備してございまして、Xバンドレーダーも使いますが、やはり更に稠密に観測するということが極めて重要ですので、これを二百五十メートルメッシュという細分化されたものに展開しようと思つてございまして、また、通常の地上気象観測、これ極めて重要ですので、これについて着実に更新する。あるいは、各種の情報を発信してございまして、これらの情報を処理するシステム、これも極めて重要でござい

ざいまずので、今般、処理能力を二倍に上げて更なる高度化ができるように更新をお願いしているところでございます。

また、アジア太平洋諸国への異常気象も含めた支援ということが重要ですから、この点についてもしっかりと途上国支援ができるような予算について要求させていただいております。

以上でございます。

○田中直紀君 予算を投じて、できるだけ早く新しいひまわり八号を打ち上げていただいて運用していただくということが大事ではないかと思っております。

PFI法による特定事業として選定をすると、こういう民間事業者の公募を開始されてきておるようでありますが、PFI法としてのこの進め方ということにつきましても非常に活用されておるということでも理解してよろしいでしょうか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 現在のひまわり七号、これは国自らが運用してございますが、衛星の運用に係りますとやはり民間の力というものが極めて重要でございますので、予算の効率的な執行という観点から、PFIということでも民間への発注ということで現在契約を進めて、実際に運用に向けた準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○田中直紀君 そうしますと、国というよりは運用自身をもう民間が運用するということになるわけですか。それで、国とかかわりはどういう、今までのかわりはどういうふうな形で維持されてくるわけでしょうか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 衛星のシステムの運用を外注するというところでございますが、気象の観測自体、これはやはり専門性が十分必要でございますので、この観測自体は気象庁でしっかりと実施してまいります。

以上でございます。

○田中直紀君 あと、もう一つ大きな柱としては、気象情報の伝送・処理のための基盤的情報通信システムの強化という内容になっております。

これの中には、いわゆるスーパーコンピュータを活用して、そして迅速に、そしてまた能力を最大限にアップして、そして気象情報を提供すると、こういうことでございますが、これ、もう既に相当スーパーコンピュータ自身は採用されてきているのでしょうか。これ、もうでき上がっているんですか。我々が、私が例えば視察したいと、こういうふうになったら、どういうところに、どういう形で、どういうすばらしい施設があるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○国務大臣(太田昭宏君) 先生御指摘のように、今回の予算で、台風、集中豪雨等の未曾有の災害に対応できるようということで、「ひまわり」の打ち上げということと同時に、世界の気象機関でもトップクラスになりますスーパーコンピュータの導入ということもさせていただいております。

先生、来ていただければいつでも見ていただければという状況でございますので、是非ともよろしくお願いいたします。

○田中直紀君 ありがとうございます。

委員長に申し上げて、みんなで行ければと思っておりますが。法案の審議も頑張り、また視察もすると、こういうことで委員長にお願いをしたいと思っております。

あと、予算の関係では、アメダスネットワークの要である気象官署等の整備と、こういうことになっておるわけですね。百葉箱というんですか、昔学校でありましたですね。今はもうほとんど撤去されて、実用的な気象庁の施設と、こういうことになっておるようですが。もう少し、我々も小中学校のときに気象観測をしてという経験があるんですが、これは文部科学省関係かもしれません。が、気象庁としては、どうなんでしょうか、教育面でこういうものも見学してもらって、そして身近なものにしていくという考えはないでしょうか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) お答えします。教育という観点で理科教育が非常に今重要視されてございまして、その点で、やはり気象庁とい

うのは、スタートとしましては科学技術、理科というのが重要でございますので、使っています例えば地上気象観測装置、百葉箱はございませんが、最新の機器を各都道府県の地方気象台に整備して運用しています。

また、学校教育でも、極めてやはり災害対策の関係で小中学生にも理解いただくということが重要ですので、例えば災害対策を行っていただく小中学校の先生、これにしっかりと講義していく。あるいは、小中学校に直接出向きまして、我々の専門家が、出前授業と申しまして、小学生に対して丁寧な説明して、実際に竜巻ですとか大雨ですとか台風、それにどう備えるのかというような講義をして、今後の防災対策に生かしていくというよううな取組をやっておりますので、引き続き、防災教育という観点から、しっかりと地域と連携して、地元と取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○田中直紀君 御努力をいただければと思います。

今竜巻の話が出ましたので、ちょっと新潟の地震の関係も御質問しますが、先に、最近の我が国の竜巻の発生状況とその対策についてどう取り組んでおられるか、伺いたいと思います。

ニュースではアメリカでも竜巻が発生して大変御苦勞されておるといってございしますが、我が国の対応はいかがででしょうか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) ニュース等でオクラホマでの大竜巻ということで、藤田スケールと申しまして、我が国の藤田哲也先生がアメリカにおいて定めたスケールがありますが、これの4あるいは5というふうなスケールのオクラホマの竜巻でございました。

アメリカの場合は、極めて大陸が大きいということで、竜巻のもとになります巨大な積乱雲、これが発生しやすい環境にあります。この巨大積乱雲といえますのは、日本の積乱雲と違いまして、十キロ、二十キロという極めて大きな積乱雲で、

その下に小さな低気圧ができて竜巻が発生するというところで、これによってアメリカでは直前にとらえて警報を発表するというシステムができております。

一方、日本の場合は、発生数も少ないということ、その規模も、つくば市の竜巻、これが一番規模の大きなものでございますが、過去二十年ぐらいを見ますと、五、六年に一回、このF3というスケールのワンランク下の竜巻が発生している状況でございます。また、全国的に、年平均でいいますと、この最近では年二十四個という、発生数も少ないということもございまして、予測技術も難しいということ、気象庁では潜在的な可能性が高まったというときに竜巻の注意情報というものも発表してございますが、やはり精度上十分なところもあるということで、先ほど言いましたようなドップラーレーダー等も含めて技術の改善に鋭意取り組んでいるところでございます。

以上です。

○政府参考人(足立敏之君) 竜巻のまず被害について少し補足をさせていただきたいと思っております。

今気象庁長官の方から答弁がございましたけれども、具体的な事例で御紹介をさせていただきませんが、平成十八年に宮崎県の延岡市、こちらの方で竜巻の被害が発生しております。これでは、死者が三名、負傷者百四十三人、住宅の全壊七十九棟という被害が発生したほか、日豊線列車が脱線するなどの被害が発生いたしております。また、二か月後の十一月の七日にですが、北海道の佐呂間町で竜巻の被害が発生いたしました。工事現場の仮設の建築物を吹き飛ばして、死者が九名、負傷者が三十一名、住宅全壊七棟という被害が発生してございます。また、先ほど気象庁長官から話がありました、二十四年の五月六日、昨年でございますが、つくば市付近で発生した竜巻にございまして、死者が三名、負傷者が五十九名、全壊八十九棟という被害が発生してございます。

対策についてでございますけれども、災害対応は自助、共助、公助というふうなものに大別され

るわけでございますけれども、竜巻というのは、先ほど気象庁長官からも話がありました、発現時間が短くて、空間的にも極めて小規模、現象の発現の有無だとか場所とか時刻を的確に予測することが非常に難しいということもありまして、やはり自助というものが非常に重要な災害ではないかというふうに考えてございます。

それにつきましては、内閣府と気象庁とでいろいろ検討を行いまして、実際に竜巻が発生したのを確認した場合には、屋外にいる場合には近くの丈夫な建物に避難するとか、それから避難できる建物がない場合は近くの水路だとくぼみに身を伏せるとか、そういう対応をまずしてくださいというふうなことを周知をいたしております。また、屋内にいる場合でも、地下室や建物の最下、一番下の階に行くとか、奥まったところに入るとか、雨戸、シャッターを閉めるとか、そういう自助の取組、そういったものも必要でございまして、広く住民の皆さんにも周知してそういうことを徹底していきたいというふうに考えてございます。

○田中直紀君 どうもありがとうございます。我が国でも竜巻が発生するような状況でございますので、各気象区の事情、地域の事情を加味して、竜巻警報はなかなか出せないでょうけれども、積乱雲の状況だとか、何か勉強の中でそういうのが身近に教わるというのかなと、こういうふうに思う次第です。

じゃ、ちよつと地元、日本海のこと、活断層のことでお伺いをいたしたいと思ひます。

地震対策で、国土交通省関連といたしまして、緊急地震速報の高度化を図るということで、首都直下地震で、防災科学技術研究所で大深度地震計データというんでしょうか、そういう研究をされておる、あるいは東南海地震については海洋研究開発機構の海底地震計データ、こういう緊急地震速報に取り組んで、いざというときには早く対応ができるようにと。そしてまた、政府が一丸となって対策、予測もされておるようであります。

が。日本海でも相当頻発、地震がありました。九年前には新潟で中越地震、そして三年後には中越沖地震、あるいは三・一一と同じような時期に新潟、長野の地震がございました。頻発をして、どういうことか三年ごとに、選挙の年にかかわって、集中豪雨もそうなんでありまして、まあ今年はそのようなことはないと思ひますが。

そういうことで、ただ、三回新潟で地震があったわけですが、どうも活断層の流れからするとどうなんですね、タイプが違ふといひますか。ということから考えると、中越地震があつて、皆さん、もう何年もないだろうと、地震保険に入らなくなつて地震はないだろうと言つていたら、またおんと地震が近くにきて、これは別の関係ですが、常々保険に入つていなきやいかぬのかなという認識を新たにしたわけでありまして、けれども、しかし、頻発している割にはどうも活断層の流れが違ふという状況、内陸があり海岸があり、そしてまた新潟と長野との近くと、こういうことでありますので、その辺は重点的に研究されておるようでありまして、日本海の方のいわゆる地震対策というものをもう少し力を入れて、研究所を決めていただいでそれで対応してもらつと、まあお願いをしたいんで、活断層というのはどんな状況になつてゐるんでしようか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 活断層の調査については気象庁もこれ参画して協力してございまして、政府の地震調査研究推進本部、文部科学省でございまして、こちらで実施してございまして。その中で日本海側の活断層にも調査してございまして、多くの活断層が存在しているというのは先生御承知おきのとおりでございまして。

また、この活断層については、その一部で実際に過去に被害を伴うような地震が発生しているといふこともございまして、また、これまで知られていない領域、活断層が発見されていない領域に、おいても多くの被害、地震が日本海側では発生しているといふものも事実でございまして、これら

について調査をしつかりやる必要があるというものは気象庁も共通の認識でございまして。

先ほど言ひました地震調査研究推進本部、この中に地震調査委員会という調査を専門とする機関があるんですが、その中で、気象庁の役割、これについては、関係機関の地震計のデータを全て一元的に集めてデータベース化する、全ての地震について分析してそれをデータベース化するというのが仕事でございまして。そして、このデータを地震調査委員会、つまりは関係する大学に全て提供し、更なる研究の促進をお願いしているということとでございまして。

また、先ほどの大深度の地震計等ございましたけれども、これらにつきましても、実際に気象庁としては積極的に、調査研究用でございまして、緊急地震速報の本運用に使ひまして、一秒でも速く緊急地震速報を発表できるというような形で、実際に研究成果を積極的に業務に取り入れていくところでございまして。

以上です。

○田中直紀君 その中で、今も心配されておりますが、柏崎の刈羽原発の問題でございまして、お手元にちよつと表紙だけ出してありますが、七つの原子力がございまして、手前から五号、六号、七号と、向こうから一、二、三、四という原子力がございまして。向こうにあります。奥の方は米山、民謡で有名な米山でございまして。

そういう地域で平成十九年の七月十六日、選挙さなかに中越沖地震が発生いたしました。ちよつとお手元に出してあるんだと思ひますが、マグニチュード六・八でございまして。その中で、この原発地域も震度六強ということでございまして。この原発では、二号機と三、四、七は、これは冷温停止をし、止める、冷やす、閉じ込めるといふ電源の重要な安全確保機能は維持されたといふことで大変有り難かつたわけでありまして。この事故を基に福島、東京電力には強く、この教訓を基に、絶対事故があつては困る、事故がないように

と、こういうことでしたが、残念なことに、この教訓がどこまで生かされたのか、残念ながら大変な原発事故が福島で起こつてしまつたわけでございまして。

したがしまして、新潟県の皆さん方は、福島原発事故が本当に解決をするといふうめどが立たなければ、やはり再稼働はなかなか地域としては納得がでないんじゃないかといふような雰囲気もございまして。そういう中でありまして、地震の問題もございまして、近くの活断層があるわけでございます。そういうこととありますが。

原発からいふと、ガルという単位がございましてね。原発を造つたときよりも相当大きな震動があつたと。ところが、なかなかガルという単位とこの地震と震源地との距離と、実際にどの程度のものだったのかといふこともいま一つはつきりしない面があるんですが。その辺ちよつと専門的に、マグニチュード六・八の地震であつた、そして距離は震源地とは二十三キロのところであると、そして建設よりもはるかに大きなガルの単位だつたんですが、こういう結果で、福島のような事故にはならなかつた、津波もなかつたといふことなんです、この辺の関係で、ガルというのはどういう形で対応、説明をちよつとお願いしたいと思ひます。

○政府参考人(羽鳥光彦君) ガルと申しますのは重力加速度の単位でございまして、九百八十、これが重力の値になります。震度で申しますと、六強ぐらいになりますとそれなりの重力に近いようなガルが計測される場合もございまして、これにつきましては、地盤の状況とか、これによって大きく変化します。

例えば、宮城県と岩手県で大きな地震がございましたが、このときには二千ガルを超える数値がございまして、このガルと我々が平均的に災害を見ます震度とは若干の違いが、地盤の状況、建物の状況等で変化がある場合もございまして。しかしながら、一般的にはそれなりの関係を有している

というふうには認識してございます。

○田中直紀君 具体的に、後でも結構でありますね。この周辺にいわゆる活断層が八あるんですね。その中の一つのF-B断層というのがこの想定を上回った地震動があったと、こういうことであります。

この活断層まで東電が全部調べていたかどうかは定かではありませんが、地震があった後調べましたら、いわゆる想定以上の地震動があったということですね。そのために、設計時にはその活断層をそこまでは考慮していなかったと、こういうことと分かりますが、活断層というのは、当然あることは分かるわけですが、動いたら予想以上に地震動が大きかったということなんか頻りに起こるものなんですか。相当専門は進んでいるでしょうけれども、やはり活断層があるということは、相当、何億年前のかどうかという議論はあるようでありまして、常識的に言くと、やはり想定以上のものが起こり得るという認識でよろしいのでしょうか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 活断層につきましては、第四紀という地質時代以降地震が発生した断層で、今後も動く可能性があるとというのが言われて、一般的には定義されております。

その第四紀というのは、百七十万年あるいは二百万年というような、地質的にはかなり、我々にとっては長期でございますが、地質的には短期の時間のうちに変化したと、それが今後動く可能性があるだろうというようにございまして、日本国内を見ますと、既に知られた活断層以外にも実際には地震が発生するというのがございまして、日本全国常に地震への注意を行う必要があるというふうに我々としては認識してございます。

○田中直紀君 原発の問題はまた別の観点からのことになるとは思いますが、もう一つお手元に配付しておりますのが地元の新聞で、出しました、先ほどのあの写真の原発の一号から七号の中で、調べてみたら二十四本の断層があったということな

んです。そこに原発を造つてあるわけでありまして、その調査をしようとしても、既にその上に建物ができているわけでありまして、ではいつの、先ほどの時代、年代のお話でございましたが、なかなか調査はしにくいということですし、第三者的な形の評価というものがなかなか出てくれない。そしてまた、実際にも調査しにくいというような状況の中で新たな判断をしていかなきゃいかぬという、判断をされる方もなかなか大変なんではないでしょうか。

しかし、やはり判断をしていただいたとして、こういう状況の中で実際に安全なのかということがございまして、まず地震対策の中で、日本海側の方はどの程度の活断層がある、あるいはそれがどういふ、今まで起きた地震はどういふ状況下で起きたか、あるいはそれが今後どう関連して地域に影響していくかと、そういう研究を是非重点的にやつていかなければ、予算の問題もあるんだと思いますが、日本海側の研究も是非進めていただきたいと思う次第ですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(太田昭宏君) 特に日本海側は、太平洋側はどちらかといいますと、南海トラフがありますこと、今回の東日本大震災でもプレートが沈み込んでいつてということがありますが、日本海側はちよつとその辺が、むしろ活断層がかなり影響するというのがありまして、その辺は相当細かく研究をしていかなければいけないというふうに思っております。

文科省にあります推本、そして内閣府の中央防災会議等々ともしっかりと連携取つて、客観的といいますか、学術的に活断層というのをしっかりと把握するということが大事だと思っておりますので、努力をしたいと思っております。

○田中直紀君 その地域地域で大変重要なものになつていくんだと思つたので、是非日本海側についても地震対策の研究を重点的に進めていただきたいと思つた。

では津波は、中海なんぞでそんなに津波は起こらないではないかというような一方の話も聞かえてきますが、しかし、経験的に言つて、秋田の方でしよつか、日本海でも相当大きな津波も発生したんだと。これは相当古い話だということでございますが、地層によつてはやはり太平洋側であれだけの津波が起きましたが、まあこれはどこまで御発言できるか分かりませんが、全然、中海だからということと津波が起らないということではないわけですね。津波は常に警戒をしなきゃいけないというところで理解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(太田昭宏君) 学術的な面もありますから長官が答えるべきかもしれませんが、私は本当にこのことを心配しております。いろいろ長官とも連携を取らせていただいていたしまして、津波は、基本的には、大きなトラフが沈み込んだり移動するといふ、固着域がずつと沈み込むことによつて起きますものだから、プレートが明確にありまして太平洋側がこれはそうした津波が起きるといふ構造にございまして。

ところが、東側から入つてきているこのプレートの、それから北米プレートというのが上から入つてきて、それからユーラシアプレートというのが西から入つてくるという、どこまで北から入る北米プレートがあるかというところで、東の方は分かっているんですが、このいわゆる日本海側の北部のところはそういうプレートなのかどうかということが十分学術的に認められておりません。論争があるところでございます。

ですから、こう線を引くと点々点になつて表現されるというところがありますけど、東西方向から圧縮をされまして、北海道の西部沖から、奥尻島もそうなんです、新潟沖にかけて、佐渡の辺りということにかけて逆断層型のひずみが集中するといふ地域というふうに、プレートというよりもひずみが集中する逆断層型のところだと、こういうふうには言われておりまして、ここで発生する大地震によつて大きな津波が発生するといふ場合がございます。

八三年の日本海中部地震、これは秋田沖ということになりますけれども、この、マグニチュード七・七だったんですが、遼上ということからいきますと十四メートルと。これ、十四メートルは、こう上がつて、十四メートル上がつて遼上したところが海面のTPからどれだけかということになるんですが、ここは、能代港では約二メートルの津波が出ております。

先生新潟で、私が耐震工学をやろうとしたのは、三十九年六月の新潟地震ということで、昭和六橋等が液化化によつて崩れ落ちるということがあったということが機縁で、三十九年なんですけど、マグニチュード七・七、ここでは直江津で二・八メートル、そして佐渡の両津で三から五メートルという記録がございまして。そうした点では、かなりここは注意していかなくてはならない、規模も今までのとくらゐの規模になつております。

なお、日本海の西側については知見がございませんで、そこにはいわゆるそうした逆断層型のこと、こう言われておりますけれども、なおここは結論を出すというところに至らないという状況で、今、内閣府あるいは文科省との協力を得まして、国交省としても、そこについての津波を起こす地震かどうかということについて鋭意研究中であるというのが現状でございます。

○田中直紀君 太田大臣の論文の内容を聞かせていただきました。大変貴重な状況でございまして、新たな状況の中で、是非大臣としても日本海の津波の問題を含めてお願いをしたいと思つた。

最後に、今年も豪雪でございました。全国的な積雪量からいふと、平年を若干上回るような状況でありましたけれども、しかし、局地的には非常にやはり豪雪で積雪が多かった。私も青森、弘前に豪雪の視察に行つてまいりまして、除雪の問題、そしてまた雪を捨てる場を探すという状況で、小学校なんかで雪を積んで、そして河川

に運んでおりましたけれども。

その中で、最後になりますが、豪雪地帯対策特別措置法が昨年成立をいたしております。新たな少子高齢化の時代の中での豪雪地帯での、非常に高齢の皆さん方、御高齢の方が雪下ろしで亡くなるような事態もございまして、また学生の方々が道路で事故を起こされるというようなこともございまして、そういうことを配慮して新たに法律を制定をしたわけでありますが、その内容について、そしてまた成果について最後にお伺いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○政府参考人(大森雅夫君) 先生御指摘のように、昨年、豪雪地帯対策特別措置法が改正されたところでございます。それに基づきまして基本計画を定め、関係各省そして関係自治体、鋭意その計画に基づいて施策を講じるよう今行っているところでございます。

御指摘のように、今年、雪は例年に比べ若干多いと、特に北の方が多かったという事実もございまして。また、亡くなった方も百一名ということで、例年に比べて多い状況でございまして。我々、その計画に基づいて、それら、例えば被災者でできるだけ少なくする、そして除雪などをより円滑にやっていく、様々なことをこれから円滑にできるように努力してまいりたいと思っております。いろいろな痛ましい事故などもありました、それらについては、それらの事故を踏まえて、昨年で済ました計画についてもフォローアップしてその対策の充実に努めてまいりたいというように思っております。

○田中直紀君 終わります。

○藤巻幸夫君 みんなの党、藤巻でございます。

まさに国民の視点において、この安心、安全を強化するという面で、今回の法案の一部を改正するということは大変誠にすばらしいと思っておりますが、特別警報というのは、もう一度これ鑑みますと、気象庁より、重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合に、その旨を示して、気象、それから地象、津波、高潮及び波浪について発する警

報のことというふうに明記してあります。

気象庁はこれまでにも重大な災害が起こるおそれがある場合には、そのたび警報を発出し、それに伴い、市町村長は、災害が発生又は発生するおそれがある場合には、気象庁の警報も勘案しつつ、住民に対し避難勧告、避難指示等を行ってきたというのはまさに周知の事実であります。

今回この特別警報というものを創設するに当たりました、警報を含め、市町村による住民避難、対応等の関係で、もう一度どのような整理になるのか、加えて、住民としてはどのように対応したらいいのか、住民視点からの形でお伺いしたく存じます。よろしくお願いたします。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 特別警報につきましては、御指摘のように、東日本大震災あるいは平成二十三年の台風十二号という未曾有の災害の際に発表いたします。

これにより、直ちに避難しなければならぬと、これによって命にかかわるということをしつかり伝えまして、例えば住民にはすぐ避難の行動に移していただく、あるいは地方自治体には避難勧告・指示についてすぐ判断いただいて実行に移していただく、これによって命を守るということとを考えた上で設計したものでございます。

一方、警報につきましましては、警報を提供いたします自治体において、警報も含めて総合判断をし、避難準備情報を発する、あるいは災害体制を構築するというような対応を取ってございまして、最終的には、先ほど田中先生から御指摘もありましたように、市町村長の最終的な総合判断というところで定めてございます。

いずれにしても、特別警報はこれによってスイッチが入って避難していただく、あるいは避難勧告・指示を出していただくというような情報に発展させていきたいと思っておりますので、これにつき、市町村にしっかりと意見を聴いて、お互いが共通の認識を持って住民の命を助けるということにかかわっていききたいと思っております。

○藤巻幸夫君 まさに、大雨以外にも火山、それから津波のもちろん災害、その中にそれぞれ警報、それから注意報、それから予報、注意情報等々があります。このように非常に多くの種類の予報、それから情報及び警報が既にあるんですが、これに今おっしゃっていただいた特別警報が加わると、より複雑化して本当に住民に分かりやすいのかという懸念が私は感じられます。

例えば、各特別警報は以下のようにイメージしていると思われました。

大雨特別警報は数十年に一度の豪雨、それから火山現象特別警報は居住地域に影響が及ぶ噴石や火砕流等、それから津波特別警報につきましましては内陸までに影響が及ぶ大津波、住民にこれらをイメージさせ、もうまさに災害が迫る重要性を適切に伝えることが本場に可能なのかということについて、もう一度お答え願えればと思います。

○国務大臣(太田昭宏君) どうしても法律とかそういうものを決める場合には正確でという行政的な言葉になるものですが、そういうことになつてしまふんですが、数十年に一回という言われていても、住んでいる人にとつちや何のことやら分からないということになります。

予報は予報、それで注意報はまさに注意をしてくださいということ、警報という段階になりますと、災害が起きますと、明確に、災害が明確に起きるという段階、これからそういう意識を皆さんに持つていただく。

それで、特別警報の場合は、イメージ的には伊勢湾台風であったり東日本大震災の津波であったり、この間の、昨年の九州、七月のであったり一昨年の九月の奈良、和歌山、三重にわたる水害であつたりとイメージがある程度あつて、そして火山であれば火砕流が発生してということ、命にかかわるから避難をしないといけない、そう決めたこと。これが、こういう類いの言葉をどう決めるかということがありますが、今度は住んでいる住民にとつてどういうふうな自分自身は動けばいいのかということに分かるような、そういうこと

をやらなくてはいけないというふうに思っています。

だから、法律的な用語とか仕組みの用語というのは難しくてなかなか区別が付かないことがありますが、お知らせするときにはそういうことを付け加えてお知らせできるようにいうことを工夫をさせていただきたいというふうに思っています。

○藤巻幸夫君 まさに今大臣がおっしゃっていただいたとおり、私は本場にそのとおりだと思いますが、ちょっと私考えてみたんですけど、もう一つそのこと、例えばこの特別警報という言葉をより明確にするためには、例えばですけど、「バイオハザード」なんという映画は小学校の子たちまで知っているような言葉です。例えばこのハザードというのを使って、例えばもう思い切つてビッグハザードだとか、誰か聞いてもこれは本場にとんでもないことが起きるんだという。

やっぱり私は、先日の質問でもお話しさせてもらいましたけど、やはり言葉というのは、非常に人の心を動かし、行動に、すぐ動くと思えば、確かに国としてやはりしかるべき行政指導の下にきちとした言葉というのは大事だと思うんですけど、やはり国民誰もが分かるというのを、例えば本場に思い切つて、これだけは本場に連う、ビッグハザードという言葉がいいかどうか分かりませんが、ただ、誰か聞いても本場にこれは大変なことが起きるんだということであれば、私は、そういう言葉を付け加えましたら、例えばお年寄りやお子様など災害時要援護者への周知がもつとまといわれて分かりやすくなるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでございましてしょうか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) まさに、住民あるいはお年寄り、要援護者等が聞いただけでその用語がすぐ危機が迫っているというのが分かるということが重要でございまして、先生の御指摘も踏まえて、しっかりと住民あるいは要援護者にお知らせするときどのような用語で進めるべきかとい

うことについて、大臣の御指導も得つつ進めたいと考えています。

以上です。

○藤巻幸夫君 是非御検討いただければと思います。

加えて、先ほど田中先生の方よりもお話がありましたけど、今回、気象庁は特別警報のまさにその発表基準を地域の災害対策の責任者である都道府県知事及び市町村長の意見を聴いて定めるとしています。先ほどもお答えがあったと思いますが、本当にその具体的なスケジュールとそしてその取組の仕方、いかに周知徹底し住民の一人一人までにそれが伝わるように、このやっばり徹底の仕方についても一度お答えいただければと思います。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 極めて報道で周知するということが重要でございますので、公布後三か月で特別警報を運用してまいります。したがって、自治体につきましては意見を聴取する段階で防災担当者正しく認識いただくということで意見交換等をしつかり進めていく、実際の運用につなげるということが重要かと思っております。

さらに、住民サイドから考えますと、これについてどう周知するかということは極めて重要でして、まず一番周知広報ですぐ出てきますのは、報道機関と協力して、例えばNHK等と協力してキャンペーンを張る。あるいは、地元自治体、広報紙等を持つていますので、こういう広報紙を通じて周知していく。あるいは、地域には防災でグループをつくっていらつしやるかと思っております、そういうところに積極的に地元の気象台が向き説明していくといった形で、様々な取組をこれまでに以上で地元気象台で対応していく必要があるというふうな考えでございます。

○藤巻幸夫君 分かりました。是非、この一連につきましては周知徹底をお願いしたく申し上げます。そして、もう一つあと質問があるんですが、まさに特別警報は、今の繰り返しになりますが、気

象庁から都道府県への通知は義務化される、それから都道府県から市町村への通知は義務化される、それから市町村から住民への通知も義務化される、とあります。警報の通知は努力義務のままであると、このように書いてあります。

このように、警報は努力義務のままで特別警報のみを義務付けするという、これも非常にちよつと分かりにくい観点かなと思ひまして、これまでの周知の実情はいかがだったものかとお伺ひしたく思います。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 今回設計しました特別警報、これは、命にかかわる、すぐ避難してほしい、すぐ避難勧告を出してほしいという情報でございますので義務化をするということで、市町村への伝達、さらには市町村からの周知ということの義務化をしてございます。

一方、警報につきましては、市町村が自らの防災体制も含めて総合的に、例えば、警報に加えて、雨の状況あるいは水位の状況を見て、どの地域に避難勧告を出す、あるいは避難準備情報を出そうといったことを総合的に判断しているという認識でございます。警報のみによって確実にいろんな対策をするというよりは、警報プラス様々な情報を総合して判断していくということでございますので、その周知につきましては、やはり警報を即周知するというよりは、対策の中でトータルとして自治体で判断するというところもあると理解してございます。

○藤巻幸夫君 本当に国民はやはり分かりやすさを望んでいるかと思ひますので、是非その辺周知徹底していただきたく思ひます。

最後に、気象庁から今おつしやつていただいた警報及び特別警報の発信はもちろん重要であります。こちらでこれはずっと私がもう課題にしたい一つの私の観点なんですけど、まさに観光立国を本当に推進する中で、今日も日経の二面にそのようなことが書いてありましたが、重大な災害が起

こるおそれが著しい警報が発出された地域に、やつぱり日本語を十分に理解できない外国人も当然これは数多く訪問する可能性もあります。訪日外国人に対する特別警報の伝達が、それで私はグレートハザードという話をしたんですが、やはり外国の方にもこれを分かりやすくするというのは非常に大事な事かなということ、それとやはり、昨日観光庁の方にもお伺ひしましたが、この観光庁から出しているセーフティー・ティップス・フォー・トラベラーズというコンテンツガイドのページを見付けました。もちろんそれぞれ非常に細かく、フォー・ホスピタリティ・スタッフ、外国人旅行者に対する施設の日本人スタッフページもあつたりとか、あるいは外国人の方に対して、トップページにおきましては、日本を旅行する際には公的機関が発信する情報にアクセスしてほしいというものをきちつと英語文について明確にあります。

ただ、残念ながら、こういったものと今の警報を発する気象庁さんとのやつぱりちよつと連携がまだできてないのかなというふうに思ひまして、是非、訪日外国人等に対する特別警報の伝達等の仕方も一応これで御検討いただきまして、これがグレートハザードなのかビッグハザードなのか分かりますが、これも実は、私は本当にしっかりとありますが、これもビッグ・ジャパン、安心を売るといふ、こちらも非常にお金掛からず、やつぱり日本の魅力を発信する一つになると思ひます。

是非その辺も御検討いただきたく、最後、御答弁いただけたらと思ひます。

○国務大臣(太田昭宏君) この数か月で一千万目標という、インバウンド一千万というのはそのとおりで、何が何でもというふうに思つておりますが、この一、二か月、私は、一千万目指すならば二千万というものを目標にしなければ一千万も達成できないしということ、発想を二千万というところに持つていこうということで努力しまして、今二千万を目指すということが政府として発

信されるようになりました。

二千万になりますと、常に外国の方々が大勢いらつしやるということになります。したがって、長期滞在型の方たちも大勢いる。ですから、東京都なんかも救急救命士も英語ができるというふうにならなくては行けないしというふうなことも含めて、今外国の方々も長期滞在も含めて得られるように、そうしたら外国語をいろんな看板やいろんなところにも全部出していかなければいけない。日本の町の在り方全体を変えていこうというふうな思つています。その中に災害ということも救急救命士と同じようにあろうというふうに思ひます。

したがって、インターネット等への、こうした状況をしつかり連携取つて、まずアクセスして情報を得る手段ということでインターネットをやる、あるいはスマートフォン等の端末による情報提供とか、フェイスブックとかツイッターとかいうことを使うとかいうことも努力をしたいというふうな思つておりまして、多言語サイト内での情報提供ということが第一と。

もう一点は、今度は受ける側、情報をお知らせする手段として報道機関とか、あるいは空港とか駅の在り方とか、大使館を通じてというふうなところというのを分けて、外国の方たちがいるというところに対して、自然に受けれるものと、そしてアクセスすれば分かるものというところの整備を併せて進めていきたいというふうに思つてるところです。

○藤巻幸夫君 どうもありがとうございます。質問を終わらせていただきます。

○藤原良信君 よろしくお願ひいたします。前提で申し上げますけど、この特別警報の法整備をするにによりまして安全な我が国の国土の存在になつていくことが、これはいいことでございますから、これを是とすることを前提といたしまして御質問させていただきましますけれども、今までの審議を見まして、確かに、いろいろ御審議の中で答弁をされている中で、警報は災害が

来るよと、それで特別警報というのは命にかかわるよということである。これは間違いないでしょうが、今までの警報も、これは命にかかわるということが想定される警報はあるわけですよ。だから、これは例えば、災害が来るよと警報を出しておいて、命にかかわる場合もあるんですよ。

だから、今回の特別警報というのはなぜ作ったかという背景、僕は、質問書は、通告はしておりますけれども、要するにその差を明確に表すということの必要性があるんだと思うんです。要は、住民に伝達をする義務化ということなんでしようね。だから、この目安なんですね。その判断を、まず様々な情報を収集し、いろんな様々な機会を取って、そして総合判断をして即座に伝達するということだと思っております。

ですから、そういう意味を含めて、まず最初に大臣に、この特別警報の創設の背景を、それから期待というのはその安全性を高めるということなわけでしょうけれども、この創設について、もう一度その定義といいますか、私は今のところちょっと、警報だつて、これ命にかかわる場面が想定されないわけではないんじゃないかなと思うんですがね。だから、この分け方が今の御答弁を聞いていていかがかなと思つたんです。

ということは、警報と特別警報というのはそういう分け方じゃないと思うんです。僕は、いや、だから、そこ、確かに命にかかわると、じゃ、早急に義務化して伝達するんだということだと思っております。

そこで、そのほかのことも若干あるんですけど、時間が十五分だから、申し上げたいことはあるんですが、別に、これは賛成なんです。

津波のお話を聞いていて、僕は思つたんですよ。津波、今お話を聞いていて、実はあれも同じ市町村で、津波が海の中でさつきの原因で起きたとしますよね。そうすると、同じ地域でも被害が違います。全くないところがあるんですよ。なぜかといいますと、湾がどちらを向いているか

で違うんです。例えば岩手県でいいますと、陸前高田、大船渡市、釜石市とありまして、チリ地震津波のときは、昭和三十五年のときは大船渡が相当被害があつたんですけど、陸前高田はそれほどなかったと思ひますよ。湾の向き方で違うんですよ。起きたところの方角で違ってくるんですよ。

だから、そういうことの察知の仕方を的確に持つておかなきゃならぬと思うんですよ。その整備というのは大変重要であるとは思ひます。それね。だから、病気でいいますと、まず予防です。それから診察して治療するじゃないですか。だから、そこ、そのところの整備が必要じゃないかと、前提のやつが。

そこで判断をして、特別警報を出すか、あるいは警報にするかということになって、今回違うのは、特別警報という今度ルールを作るといふのは、これ義務化をするということなわけでしょう、住民に伝達をする。そこだけは今までと違うということ、今までも警報では、僕は、警報の中で命にかかわる場面もあつたと思うんですよ。

だから、この辺の説明というのを的確にしているかなきゃならぬと思うんですが、そういう意味での作られた背景といふんですか、大臣、答弁しにくいかもしれませんが。

○国務大臣(太田昭宏君) 明確に東日本大震災というものを受けての反省というのがこの法律の背景にあり、そして昨年の七月の九州の水害があり、そして一昨年の九月の奈良、和歌山のことが想定されている。これが、これら全て特別警報ということになる。

東日本大震災では、警報の基準をはるかに超える巨大津波の予想が過小評価されてたという初期の発信の仕方という反省があるものだから、これは技術的には、ブイを設定するというような技術的なこともやらせていただくわけなんですけれども、先生おっしゃるとおり、警報でも、それは災害と、私、分かりやすく言うともた抜ける

ところが出てくるということがありますが、命にそれは当然かわつてきます。しかし、その辺はどういうふうな地域の方々と連携取つて、これから三か月の間に表現をどうするかということだというふうな思いですが、イメージとしては、その三つの大きな水害や地震、津波というのがあつたということ、これは特別警報を出して早急に避難をしていただくかなきゃならないということだと思ひます。

津波のことについて警報を見たり聞いたりした人が東日本大震災のときに五〇%であつたというデータがございましたものから、そういう点では、義務化ということ強く要請するというのはそういう理由でございます。

○藤原良信君 今回、何度も申し上げるようで恐縮でございますけれども、今回の法律は義務化というところが、伝達の義務化ですよ、そこを、住民に伝達するという最終的な目的がそこにあると思ひますので、それが大きな分野だと思ひます。

いすれ、だから、例えば例で申し上げた方がいふと思つて津波のことを申し上げたんですけれども、そうしますと、私、これ通告しておりますからですが、東日本大震災の教訓の中で津波警報の改善策がまず一つあるわけでございます。それで、あわせてですが、このことをちょっともう少し深く申し上げますと、あのとき、地震が来てから津波が到達するまで三十分間の時間がございました。その間で、何度も申し上げましたけれども、あの釜石の鶴住居の子供たち五百七十名は逃げて全員助かつたんですよ、高台に逃げまして三十分間というタイムラグがあつたんですよ。

ですから、これは沖合の津波観測の成果ということが極めて重要になつてくるんだと思ひます。その活用と、いわゆるそういう体制整備というものが、病気でいえばということでも申し上げましたけれども、予防、診察、治療という形になつていくとすれば、津波観測のそういう体制整備ということが極めて日本全国どこでも必要、重要になつてくると思ひます。

今回、津波の特別警報を、法律を作るに当たつてこれを有効に生かすための前提がそこになつてくると思ひますが、そういうことからいきまして、どういう体制整備も含めてやっていくとするのかというのを、長官、お示しく下さい。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 津波警報の改善でございますが、これは先生の言われますように、巨大地震の場合はまず逃げてくれというシグナルを三分ぐらいで発すると。その後、沖合において津波を感知する。これは実際に津波が発生したぞという情報でございまして極めて重要で、津波が発生して来襲してくるという事実を伝えるわけでございます。

このために、気象庁としても三陸沖に三基のブイ式の津波計を設置する、あるいはGPS波浪計というものが港湾局が整備していますが、これらを利用して実際に観測された場合には、その観測値、さらにはその観測値から沿岸域の津波の高さを推定する、さらには何分後に来るんだという情報も含めて速報して、早く逃げろと、実際に危機がもう迫っている、早く逃げろという情報を発信したいと考えております。

○藤原良信君 ですから、先ほど質疑の中で津波の場合はということでお話しなさいましたけれども、長官、今の話にどうして関連しちやいまいから申し上げますけれども、全国一律という言い方されましたよね、全国一律と。私、津波の場合、同じ地域でも違うと思ひます。

これは、先ほど申し上げましたように、例えば一定のところの原因が発生をしまして、地震が発生をしまして、さあ津波が起きましたと。そうしますと、湾の向いている方角で、全く同じ地域で隣同士でも違うんですよ。全国、僕は一律じゃないと思ひます。

ですから、そういう判断といいますか材料をきちつと持つておくということが必要だと思ひますよ、どこで発生したらどうなるかということ。それは過去のデータから相当蓄積があると思ひますが、いかがでございますか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 津波の予測でござい
ますが、まず規模から推定いたしますが、そのと
きに最悪の事態はどうかというものをコン
ピューターでデータベース化してまして、それ
で発表してございます。したがって、ある湾
につきましてどちらから津波が来るんだという判
断は、瞬時、三分程度の判断では困難でございま
す。

したがって、まずは逃げてほしいと。来な
い場合もあるかもしれませんが、まずは逃げてほ
しいということで命を守ってくれと。こういう形
で我々としては情報を発信しているところでござ
います。また、大きな揺れ、これはもう津波警報
を待たずに逃げてくれというふうに我々は周知し
ているところです。まず逃げると、そういうこと
でございます。

○藤原良信君 そのとおりなんでござい
ます。逃げることもありますが、全国一律というから、
どうしてもこういう、お聞きする形になつてしま
いまして。

いずれ、海の場合は、日本のそれぞれの地形と
いうのは全く違いますので、海のことだけ題材に
取つて言いましたけれども、陸の中もそうだと思
うんですけれども、それぞれ地形が違いますので、
そういう意味での判断をする材料をきちつと
持つていて特別警報を発出すると。このルールを
作つた以上はやっぱり的確にこれが執行され、的
確に有効性がある法律になつていくことが肝要だ
と思うので申し上げているわけでござい
ます。

時間でございますからやめますけれども、大
臣、どうぞ一言。

○国務大臣(太田昭宏君) 震源がどこかというこ
とで、当然、半島の位置とかそれで違うというふ
うに思います。この間は三重県の南部に行つてき
ましたけれども、もう十分に到達するという、そ
うしたことと時間の問題もあつたり地形の問題も
ござい
ます。

今回、あの反省の下に新しく体制をつくつたの
は、今長官申し上げました、ブイを設置すると。

今まではマグニチュードで測つて、それでどのぐ
らいの波高かということが測定するということだ
りまして、ブイを設置する。このブイを今三
か所やつたわけですが、これは南海トラフとか全
国にいろんなところでブイを設定して、調査がよ
り鮮明にできる。その次の段階で地域特性という
のをコンピューターにどう落とすかという作業が
あるんだというふうに思つております。

○藤原良信君 最後になります。三十一分までで
すから、最後でございます。

今大臣おつしやつたように、やっぱり津波のこ
とだけで、時間が十五分ではちよつとあれだつた
んですけれども、ちよつと気付いたところを申し
上げさせていただきましたけれども、やっぱり諸
材料を把握をするということになると、今大臣、
ブイを沿岸に設置すると、三陸沖にもブイが設置
をされております。やっぱり日本全国そういう体
制を整えていくということが必要だと思ひますと
いうことを申し添えさせていただきますと思ひま
す。この法律が有効に生かすためにどうあるべき
かということだと思ひますので、そういう体制整
備ということが併せて必要だということを申し添
えさせていただきますと思ひます。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 沖合における津波の
観測というのは極めて重要で、気象庁も先ほど言
いましたようにブイを三基設置したと。
今後につきましては、文部科学省の方で防災科
学技術研究所というのがござい
ますが、沖合に稠
密な海底ケーブルを設置すると、そこで地震、さ
らには津波を観測して、研究目的でござい
ますが、運用するということをお願いして、
我々とは既に連携して、そのデータを使つて、よ
り大臣が言われるような高度な技術を投入して先
生の期待にこたえられるようにしたいと思ひま
す。

○藤原良信君 以上でございます。ありがとうご
ざいました。

○吉田忠智君 社会民主党・護憲連合の吉田忠智
でございます。

今般の法改正については賛成でございますが、
補強する意味で何点か質問をさせていただきます
ます。去る二十日に発生をしましたアメリカ・
オクラホマ州の巨大竜巻によりまして少なくとも
二十四名の方が亡くなり、また二百数十名の方が
負傷されたということでありまして、改めてお悔
やみとお見舞いを申し上げます。

先ほど大臣から言及もございましたが、二〇一
二年七月、昨年七月の九州北部豪雨、私の地元で
もありましたが、熊本、大分、福岡にまたがる地域
に、土砂崩れや河川のはらんなど、死者三十
名、負傷者二十七名、また鉄道や道路などのイン
フラ被害など、かつてない被害をもたらしまし
た。

気象庁は、昨年七月十二日午前六時四十一分に
記録的な大雨に関する全般気象情報として、熊本
県と大分県を中心に、これまでに経験したこと
のないような大雨になっております。この地域の方は
厳重に警戒してくださいと発表されました。これ
は昨年六月に始まった運用で、五十年に一度のレ
ベルを超えるような大雨で重大な災害が差し迫つ
ていることを伝える緊急情報でありましたが、各
市町村にその意味が正確に伝わらなかつたために
避難指示の遅れにつながつたと指摘をされてお
ります。

今回の法案にこの九州北部豪雨被害の教訓がど
のように生かされたのか、まずお伺いをいたしま
す。

○政府参考人(羽鳥光彦君) お答えします。

平成二十四年七月の九州北部豪雨、これにつ
きましては、先生が御指摘のように、午前零時三十
分に警報を発表し、さらにその後、危機的な状況
であるということで、初めてこれまでに経験のな
い大雨ということで分かりやすい表現で気象庁は
お伝えしたというつもりではいたんですが、実際
に、自治体あるいは住民への理解という点では極
めて不十分な状況であつたということがございま
した。このようなことを教訓として、気象庁

としては、その他新潟・福島豪雨等も参考にしな
がら、今回、新たな特別警報という制度を設計し
たわけでござい
ます。

仮にこの九州北部豪雨のときに特別警報が運用
されていたらというシミュレーションをいたしま
すと、先ほど六時四十一分と言いましたけれど
も、それより一時間ほど前の五時半には特別警報
を発表できるのではないかと、更にその一時間前、
四時半には特別警報の可能性がりますよという
ような話を自治体に直接伝えて、最大限の警戒の
スタートとしてほしいというようなことができて
いるのではないかと考えております。これによつて住
民の多くの命を救うことができるというふうに考
えてござい
ます。

以上です。

○吉田忠智君 今回の法改正は、警報の上に新た
に特別警報を設けると、そして、都道府県から市
町村、市町村から住民等への特別警報の伝達を義
務化をして、議論があります義務化をして、迅速、
確実な情報伝達を図るというものであります。
国民、特に地方公共団体の職員の専門性、防
災リテラシーを高めるということが必要でありま
す。

中央防災会議の災害時の避難に関する専門調査
会でも、市町村にとつて気象庁から受け取るデー
タの解釈が困難であるとの指摘がありますし、行
政では担当者が数年おきに替わつてしまふ、これ
はもうどうしようもないわけでありまして、十分
な知識、経験を有する人材の養成というのは極め
て重要であります。

また、気象庁から特別警報を住民等に周知させ
る具体的な方法については、災害対策基本法に基
づき各市町村の地域防災計画に定めることとされ
ており、各市町村の地域防災計画の策定、実施に
対する気象庁の支援というものが一層重要になる
と思われ
ます。

そこでまたお尋ねしますが、現在、地方公共団
体に対してどのような支援が行われているので
しょうか。また、地域防災計画策定、実施支援に

限らず、地方公共団体の職員の専門性を向上させるために気象庁がどのように取り組んでいられるのか、お伺いします。

○政府参考人(羽鳥光彦君) お答えいたします。

地方公共団体の防災担当者の能力の向上ということは極めて重要と認識してございます。このため、地元の気象台等から積極的な打合せあるいは研修等において、いろいろな注意報、警報の情報あるいは災害対策のありようといったところについて、最終的には地域防災計画を定めるという観点のところで助言をしてきているところでございます。また、毎年、地方公共団体では防災にかかわる会議あるいは研修をやっておりますので、ここに我々の専門家を派遣して講師をやる、あるいはその場で意見交換してお互いの認識を高めていくというようなことをやっております。さらに、実際に台風が近づくとこのような場合には、各地の気象台で台風の説明会を防災関係機関、報道も含めて実施するというところで、お互いが共通の認識を持てるようにして対策を効果的にしようというような取組をやっております。

しかしながら、先生御指摘のように、まだまだ不十分な点もあるということがございますので、特別警報の導入を契機として、これまで以上に対応を強化していきたいと思っております。

以上です。

○吉田忠智君 次に、今回の法改正が実質的に機能するための気象庁の体制についてでございますが、気象庁の定員は気象庁全体で、二〇〇一年度は六千九十八人おられましたが、二〇一三年度、今年度は五千二百八十九人、また地方支分部局が、これは二〇〇四年度の数字ですが、四千二百九十一人から今年度は三千四百三人と、それぞれ一貫して減り続けています。国の行財政計画、定員管理計画に基づくということで進められてきたわけでありまして、技術進歩による業務の効率化も背景にあると思われ、それも背景にあると思われ、異常気象の発生回数も増加をし、また、るる御議論がありました南海トラフ、

首都直下などの巨大地震の発生が予測される中で、気象庁の役割というのはむしろ大きくなっている、そのように考えています。

こうした点を踏まえ、気象庁の定員規模の拡充がこういう中でも必要ではないか。いずれにしても、工夫を凝らして体制の整備、拡充というものが求められていると思いますが、まずは適正な定員規模についてどのようにお考えか、お伺いします。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 気象庁では、情報化あるいは観測監視技術の高度化というものに合わせまして、例えば測候所を無人化していく、これは、自動化して情報を収集する、あるいは海洋観測船を本庁に集約化して効率的な運用を行うというようなことによつて定員合理化に対応してきているところでございます。

一方では、防災体制の強化、今回組織改正もそのうでございまして、これに必要な要員については適宜の確にに対応しているところでございます。

以上でございます。

○国務大臣(太田昭宏君) 長官はそういうふうに答弁しましたが、ずっと人員が減ってきているということがあります。これは全体的な行革の流れの中からの出来事でございます。本心はもうちよつとということをお感じになっていらっしゃるやつて、ということとは、この間お話を聞いていましたら、ちよつとそういうことを漏らしておりました。私としては、もう一遍、これで集中的な豪雨があたりというイレギュラーなことも随分最近あるものですから、気象庁全体の無人化とかいろんなことはありますけれども、人員についても現状でやれといえやうということも言っているわけですが、いろいろ工夫をしていかなくてはならないことをもう一度よく検討してみたいというふうに思っております。

○吉田忠智君 大臣にもまた御決意を聞こうと思っておりますが、先に答弁をさせていただきま率直に、長官、本当にいま一度、直接所管する

長官としてどのように思われているのか、お伺いします。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 気象庁の業務、高度に専門性を有する業務と思っております。世界とともに一緒に最先端の道を歩む必要があると思っております。これにつきましては、定員も重要でございますが、やはり職員の科学技術の能力というものが重要でございますので、ここにつきましてはしっかりと世界の最先端を進む職員を育成していく、さらには国際的にもしっかりと対等に伍せる人間を育てていくことが重要かと思っております。

以上でございます。

○吉田忠智君 これは通告にはありませんが、最近やつぱり気象情報というものが非常に重要性が認識をされてきてまして、先ほど津波の御議論もありましたが、これをひとつビジネスチャンスととらえて、かなり民間会社もこういう気象情報を的確に売ろうというところで参入も進んでいるわけでありまして、そういう民間の気象情報会社と気象庁との連携というの私も極めて重要ではないかと思っております。そうした点でどういうふうな連携をして、まさに今回の法改正を生かしていくのかという視点も必要ではないかと思っております。その点についての長官と大臣の見解、それぞれ伺いたいと思っております。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 気象庁ではこれまで官民の連携を進めてきてございまして、気象庁の情報の発信でございますが、これ国だけではできません。正直申し上げて、NHK等のメディアの力、あるいは民間が現在インターネットあるいは携帯電話で様々な個別の、個々の人々に対するニーズを満足するようなサービスをしていきます。したがって、ここについてしっかりと育成していく。そのためには、気象庁が保有するあらゆる情報、これをオープンに公開して自由に使っていただくということが重要かと思っております。また、民間におけるサービスの質の確保、これは重要でございますので、その点、我々が技術的な

情報を提供すると同時に、やはり気象予報士といった点で専門性のある人材を育成してそういう体制にもしていく必要があるかと思っております。今後とも、民間としっかりと連携して様々なサービスが新たに展開される、さらに、特別警報も当然、これは民間の事業者からも個々のユーザーにしっかりと伝えていただくことが必要です。これにつきましても協力を求めていることとは思っております。

以上でございます。

○国務大臣(太田昭宏君) 調べるということについては、確かに長官がおっしゃる通りに、専門性ということも含めて、熟練ということと連携も大事だということに思っております。機材ということについては、より一層また大事なことでありううに思っております。

また、これを広報するという点については、民間でどのテレビ局もみんな気象予報士が一つの大きな役割を果たし、タレントのようにもなっているという点もございまして、様々な意味で幅広い連携を取つて国民全体に情報が提供できるように、そうした民間との連携は極めて重要なことだと認識しております。

○吉田忠智君 NHKも随分東日本大震災のことも教訓として力を入れてきたと思われ、NHKを始めとして、お話をいたしましたマスコミそれから情報会社、これ緊密に気象庁としても国土交通省としても連携を図つていただきまして、今回の法改正の趣旨がしっかりと生かされて、本当に被害が極小化されますように要望しまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○水戸将史君 日本維新の会の水戸将史でございます。先ほど来から、新しく新設されるこの特別警報についていろいろな角度から質問がございました。私も一点お伺いしたいんですけど、この特別警報なんですけど、そもそも今回の改正の中で都道府県を介して情報を伝達する仕組みであるということ

でございまして、市町村には直接情報が行かないというように立て付けなんです。しかし、やっぱり特別警報でありますので、私としては、やっぱり都道府県を介さなくて直接的に市町村にも伝達した方がよりスピーディーに、かつ多重化のこのような情報を伝達できるということになるんじゃないかと思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 都道府県から市町村への伝達ということについて御質問がございまして、

これにつきましては、都道府県がその県の中の災害対策の責任を有する、あるいは市町村への指導ということに責任を有することから、そのルートをメインに都道府県、市町村というところで義務化をしようと考えてございます。一方で、気象台から都道府県には専用回線が結ばれていて、この回線を通じて更に多重化しつつ、警報等の伝達を都道府県には行っているところでございます。

また、その他、NTT、さらには警察庁、今回新たに消防庁を加えまして、中央からの伝達手段を多重化するというところで確実に市町村の方にお伝えできるという体制を組んでいきたいと考えてございます。

○水戸将史君 私が生し上げたいのは、これ技術的なものなのか、予算的なものなのか。やはり都道府県を介さなくて直接行った方が、より多重的なものもありますし、やはり地域住民ですから、地域住民にそれなりにスピーディーに伝わるんじゃないかなというところだと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 都道府県から市町村、これにつきましては、やはり制度上、災害対策の立て付けがそのようになっているということで、それをメインのルートということを考えてございまして、あと、技術的に情報伝達網を持っているという観点から、警察庁、NTT、消防庁、Jアラートでございまして、これを新たに加えて

法的に伝えていただくというような形にしております。

○水戸将史君 言ってもずっと平行線でございますので、何しろ地域住民の方々に正確な、確かな情報をよりスピーディーにお伝えするということが最大の任務だと思っております。そういう形で、都道府県が、かまさないということもあるでしょうけれども、やっぱり私としては今言ったような本来の使命を果たすようなことをこれからも熱心にやっていただきたいということを強く要望したいと思っております。

それで、この気象警報の発表区分ですけれども、またこれも市町村単位なんです。基本としておりますけれども、しかし、市町村についても、合併したりとか、いろんな地域性があつたり、また面積の大きい小さいもあると思うんですけれども、このような面積や自然的条件とか地理的条件を勘案した場合に、余り市町村ということにこだわらなくてもいいんじゃないかと思うんです。この必要性はどうでしょうか。

○政府参考人(羽鳥光彦君) 気象庁では市町村ごとに、これを基本として警報を発表してございまして、これは平成二十二年五月から運用を開始してございまして、それまでは、例えば都道府県を数個のグループに分けて警報を発表するということをやつてきましたが、やはり広過ぎて実際に雨が降っていないような地域もあるということでございまして、市町村の方から細分化してほしいという要望を長く受けていたところでございます。その中で技術的なものが立つたということで市町村ごとの発表をしてございます。

ただ、先生御指摘のように、非常に広い市町村もございまして、当該市町村からは分割してほしいというような要望もあり、一部については分割している例もございまして、

○水戸将史君 ケース・バイ・ケースに応じて分割していただくことを強く要望したいと思っております。

先ほど、Jアラートの話もちよつと出ておりま

した。Jアラート、この単語を聞くと、やはり昨年の十二月の北朝鮮のミサイルの発射事案についてちよつと、そういう記憶があるんですけれども、これで情報が伝わらなくて、非常にJアラートの不具合が指摘をされております。今回、気象庁からの通信先に消防庁も追加されたということとこのJアラートの多角的な利用というのが可能となつてきているわけでありまして、今までの不具合についてJアラートはどのような改善策を講じたのか、本当にこれは信頼できるようなものなのかどうかということについていかがでしょうか。

○政府参考人(武田俊彦君) ただいま御質問のございましたJアラートでございまして、

Jアラートにつきましては、津波警報や弾道ミサイル情報などの緊急情報を人工衛星を用いて国から送信し、市町村の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで瞬時に伝達するシステムとして整備を図ってきたものでござい

ます。今先生御指摘のありました信頼性の問題でございまして、昨年九月、初めてJアラートの全国一斉情報伝達訓練というものを実施をいたしました。そこで幾つかの市町村につきましては不具合ということが生じておりますけれども、これにつきましては、該当市町村につきまして四度にわたる再訓練を通じて改善を図ってきたところでござい

ます。昨年十二月のミサイルの発射案件につきましても、基本的にはこの再訓練の結果を踏まえまして、円滑にこのJアラートによる情報提供ができたものというふうに考えてござい

ます。○水戸将史君 もつと精度を高めていただいて、より信頼できるような、そういうシステムを更に一層構築していただくことを強く要望します。話は変わりますが、前回も入札のことについて若干触れましたので、引き続き何点かお聞きさせていただきます。

前回の最後の方でもちよつとお答えいただいた

んですが、国交省として各地方自治体に対して予定価格の事前公表はなるべくやめるようにということを含めでも強く要望してきたという経過がありましたけれども、それは事実でしょうか事実でないか、イエスかノーかで。

○政府参考人(佐々木基君) お答えいたします。私も、総務省と一緒にしまして、各地方公共団体あてに事前公表をなくすようにというところで働きかけてきているところでござい

ます。○水戸将史君 今、いかがでしょうか、推移をデータで示していただきたいんですが、どの程度まだ地方公共団体、事前公表しているんでしょうか。

○政府参考人(佐々木基君) お答えいたします。状況でございまして、四十七都道府県におきまして、全ての工事で予定価格を事前に公表していた団体は、平成二十年度は三十二団体でござい

ましたが、平成二十三年度は十八団体ということで減っております。また、市区町村につきましては、全ての工事で事前公表していた団体は、平成二十年度は千五百七十二団体中九百四十六団体ということで約六割でござい

ますが、平成二十三年度は千五百一十団体中七百七十五団体、約五二・二％ということになっているところでございます。

○水戸将史君 今の、どうでしょうか。数字を見て、若干減つてはおりますけれども、まだまだ努力が必要だと思うんですが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(太田昭宏君) 予定価格が事前公表をされて数字だけで落札するところが出てしまうなどということ、積算努力を重ねる建設企業が工事が受注できない、あるいはまた、入札をして、最低制限価格が大体この程度かというのとは分るものから、みんなそこに張り付いてしまつて、最後はくじ引だというようなことの現象があるというふう

に承知をしています。若干そこはなくなつてきたというのが今の数字だと思

ようにということが、それは企業においても、また発注側においても極めて重要なことだというふうに思っておりますので、努力をさせていただきます。

○水戸将史君 太田大臣がリーダーシップを発揮していただいて、積極的にこの予定価格の事前公表をやめるように力強く働きかけていただくことを強く要望します。

逆の観点から、なぜ地方公共団体は予定価格を事前公表をやるかというと、今までもいろんな談合等々、入札妨害がありました。いわゆるその業者は予定価格を知りたくて、あの手この手で役所の人間と人間関係をつくって、それで聞いてくるんですね。

ですから、そういう不透明な中において癒着が生まれてしまうから、いつそのこと予定価格を事前公表してしまえというふうになるわけでありまして、けれども、さつき大臣がおっしゃったとおり、予定価格を、これを事前公表しちゃうと、その積算技術も非常に劣ってしまうという逆の面からのいろんな弊害があるわけでありまして、そこで、前回、私は四年前に申し上げたことは、この積算をするためのそもそもの材料であります設計図書というものがあるとですね。

これは、役所の方々が公共工事を積算しながら、そして予定価格を作るわけです。予算を組むわけですね。その予算に対して、どの程度の企業努力でそれから何割引けるかという話で落札をするわけでありまして、いわゆるこの予定価格を積算するための参考資料として設計図書というものがあまして、この設計図書がいわゆる非常に不透明だからこそ予定価格を積算する場合に、分からない、非常にファジーな部分があるからこそ業者が寄つてたかってその予定価格を聞き出そうという、そうした動機につながってくるわけでございます。前回は申し上げましたとおり、この設計図書というものの積算基準というものをしっかりとこれを事前的に各入札したいという業者に明らかにした方が非常に透明性が増し

て、また何しろ積算技術を持った業者が役所がやる積算とびたり一致すればそれが予定価格になるわけでありますものだから、そこからお互いの競争として何割引けるかという、これは今度は企業努力になるわけでありまして、何を言いたいかと申し上げれば、設計図書が余りにも今まで国交省がやる、地方整備局がやるものは非常に不透明な部分があったというところを指摘をさせていただきましてけれども、それ四年前と今とで少し改善策が見受けられましたでしょうか。

○政府参考人(深澤淳志君) お答え申し上げます。

国土交通省におきましては、公共工事の入札契約に当たりまして、その適正な競争を確保するために、入札参加者が的確な積算を行えるように、積算の基本的な考え方、歩掛かり等の積算基準を公表しているところであります。それに加えまして、積算に用いる労務単価、機械損料並びに資材単価の計算方法についても公表しております。

また、国土交通省の行う公共工事の発注におきましては、現場条件に応じて入札参加者の適正な積算が可能となるよう、設計図面、数量総括表及び特記仕様書等におきまして条件の明示に努めてきたところであります。

技術力のある企業であれば、これら明示した仕様や現場条件に基づき、適切に工事計画を作成し、工事価格を積算することができると考えております。

なお、積算能力のある企業の方が適切な積算をするために更なる条件明示が必要と判断される場合におきましては、今後とも引き続き積極的な条件明示に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○水戸将史君 地方整備局が出す設計図書は、全体的にはいいんですけども、土木一式とか何とかなという形で非常に二くくりでやるわけですね。どれだけの工事の種類とか数量とか全く示さないで、あとは貴社、貴社というのは要するに応札をしたい、積算をする技術を持ったそういう設

計業者に対してです。あなたの方の判断で積算してくださいと、我々は一式のこのまとまったものしか出しませんよという非常にファジーなものしか出さないから、先ほど言ったようないろんな悪の温床につながっていくということを私は申し上げているわけでありまして、こういうものをやめればいいんです。もつともつと細かく、一式なんか言わないで、もつともつと細かく出してあげればいいじゃないですか。いかがですか。

○政府参考人(深澤淳志君) それぞれ整備局におきまして、不透明であるという御指摘でございます。

したけれども、現在、地方整備局におきましては、先ほど申し上げましたように、技術力のある企業が適正な積算を行うために必要な条件明示というものは基本的に揃うという姿勢で引き続き取組を進めております。

ただ、中には例えば工事の規模や内容、それぞれの地域の事情とか、あるいは入札に参加されてこられた方々のこれまでの企業の方々の技術力等々を考え、地域によっては若干差がありますけれども、基本的に技術力のある方がきちっと積算していただけるよう精いっぱい努力しているところでございます。

○水戸将史君 時間がありませんので、最後に大臣に。

これ、地方整備局によって対応が違うんですよ。もうちょっと地方整備局をうまくある程度一元化をしていくようなことを含めて、この積算のことも含めてなんですけれども、設計図書の在り方も、その情報開示の在り方も、非常に紳士的に対応していただける地方整備局もある、どこは今言いませんけれども。だから、そういう形では非、そういうような時代の流れに、ニーズに合わせた中で透明性を高めるための設計図書の在り方をやはりうまく地方整備局同士で連携を取っていただきたいと思うんですけれども、最後、大臣に要望します。

○国務大臣(太田昭宏君) 入札全体、様々な問題がありまして、問題があってもどういうふうにする

ればいいのかということについてなかなか議論すら十分じゃなかったんですが、今総務省、そして財務省、そして国交省という三者でいろいろ在り方についても検討させていただくというスタートを一つとして、今御指摘のことについて十分検討させていただきたいというふうに思っています。

○水戸将史君 終わります。よろしくお願ひします。

○委員長(石井準一君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(石井準一君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

この際、前田君から発言を求められておりますので、これを許します。前田武志君。

○前田武志君 私は、ただいま可決されました気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党、生活の党、社会民主党・護憲連合及び日本維新の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 東日本大震災及び平成二十三年台風第十二号の際の教訓等を踏まえ、各種警報に係る予測精度や信頼性の一層の向上を図るため、気象観測等の充実に努めるとともに、災害の予測に係る機器及びシステムの機能向上・高

度化のための取組を一層推進すること。

二 海洋気象台の管区気象台等への組織統合及び業務の一体運用により、所期の目的を十全に果たすことができるよう、管区気象台等相互間及び気象庁本庁と管区気象台等との間の連携強化に向けた取組を進めるとともに、業務を担う人材について、専門性の向上や国際交流の促進を図るなど、体制の充実に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(石井準一君) ただいま前田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(石井準一君) 全会一致と認めます。よって、前田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

ただいまの決議に対し、太田国土交通大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。太田国土交通大臣。

○国務大臣(太田昭宏君) 気象業務法及び国土交通省設置法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって可決されましたことに深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいまの附帯決議において提起されました事項の趣旨を十分に尊重してまいる所存でございます。

ここに、委員長を始め理事の皆様、また委員の皆様、御指導、御協力に対し深く感謝の意を表します。

大変ありがとうございました。

○委員長(石井準一君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(石井準一君) 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。

○委員長(石井準一君) 次に、道路法等の一部を改正する法律案及び港湾法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。太田国土交通大臣。

○国務大臣(太田昭宏君) ただいま議題となりました道路法等の一部を改正する法律案及び港湾法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、道路法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

我が国の道路は、近年、老朽化への的確な対応や大規模災害時における命の道の確保など、適正な管理の重要性が強く認識されるようになっており、安全、安心、防災・減災のための道路の機能向上を図るため、所要の措置を講ずる必要があります。

このような趣旨から、この度の法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、道路構造物の老朽化対策として、予防保全の観点から道路の点検を行うべきことを明確化することとしております。また、地方道の構造物のうち、大規模かつ構造が複雑なものについて、国土交通大臣が地方公共団体に代わって改築及び修繕を行うことができることとしております。

第二に、大型車両の通行を誘導すべき道路を国土交通大臣が指定し、通行許可手続の迅速化を図ることとしております。あわせて、道路管理者が、重量制限違反車両に関して、報告徴収及び立入検査を行うことができることとしております。第三に、道路管理者は、災害時における被害の拡大を防止するため、区域を指定して道路の占用

の禁止又は制限を行うことができることとしております。あわせて、当該区域における電線共同溝の整備に関し、占用予定者が要する費用に係る無利子貸付制度を創設することとしております。

第四に、民間団体が災害時に迅速に修繕工事等を行うことを可能にする協定制度や、二以上の道路管理者による効果的な道路管理のための協議会制度を創設することとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に、港湾法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

東日本大震災では、被災地域の港湾において、津波により流出したコンテナ等の漂流や老朽化した護岸の損壊によって船舶の入出港が困難となり、被災地域への緊急物資輸送等に支障を来したところ。今後、首都直下地震や南海トラフの巨大地震等の発生が懸念される中、同様の事態が発生することを未然に防止し、被災地への円滑な支援を確保するとともに、震災が市民生活や産業活動に与える影響を最小限にとどめることが重要です。

また、近年、世界的に石炭や鉄鉱石等のばら積み貨物を輸送する船舶の大型化が進んでおります。しかしながら、我が国では、施設的な制約に加え、こうした貨物の輸入を個々の企業が個別に行うことが中心となつており、船舶の大型化が進んでいない状況にあります。このため、我が国産業の国際競争力の強化を図る上で、船舶の大型化を促進し、物流コストを下げることに喫緊の課題となっております。

このような背景を踏まえ、必要な対策を講ずるため、この度の法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国土交通大臣は、大規模地震等の発生時に、緊急物資を輸送する船舶の通航ルートを確認するため、重要な航路において障害物を迅速に

除去できることとするともに、船舶の待避場所として泊地を整備できることとしております。

第二に、港湾管理者は、港湾施設を管理する民間事業者に対し、当該港湾施設の維持管理状況について報告を求めること等ができることとするともに、必要な勧告又は命令をできることとしております。

第三に、国土交通大臣が指定するばら積み貨物の輸入拠点港湾において、関係者の連携による共同輸送を通じた船舶の大型化を促進するため、荷さばき等の共同化に必要な施設の整備又は管理に関する協定制度を設けることとしております。

その他、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、道路法等の一部を改正する法律案及び港湾法の一部を改正する法律案を提案する理由であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

○委員長(石井準一君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時九分散会

五月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、道路法等の一部を改正する法律案

一、港湾法の一部を改正する法律案

道路法等の一部を改正する法律案

道路法等の一部を改正する法律案

(道路法の一部改正)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に、「第四十七条の五」を「第四十七条の六」に、「第四十七条の六」を「第四十七条の七」に改める。

第十七条第六項中「第四項まで」の下に「及び

前項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 国土交通大臣は、都道府県又は市町村から要請があり、かつ、当該都道府県又は市町村における道路の改築又は修繕に関する工事の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該都道府県又は市町村が管理する都道府県道又は市町村道（地域における安全かつ円滑な交通の確保のために適切な管理の必要性が特に高いと認められるものに限り。）を構成する施設又は工作物のうち政令で定めるものの改築又は修繕に関する工事（高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものに限り。）を当該都道府県又は市町村に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合においては、前二条及び第一項から第三項までの規定にかかわらず、その事務の遂行に支障のない範囲内で、これを行うことができる。

第二十二條の次に次の一條を加える。

（維持修繕協定の締結）
第二十二條の二 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため災害の発生時において道路管理者以外の者が道路の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する道路について、道路の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者（第二号において「維持修繕実施者」という。）との間において、次に掲げる事項を定めた協定（以下この条において「維持修繕協定」という。）を締結することができる。

一 維持修繕協定の目的となる道路の区域（次号において「協定道路区域」という。）
二 維持修繕実施者が道路の損傷の程度その他の道路の状況に応じて協定道路区域において行う道路の維持又は修繕に関する工事の内容

三 前号の道路の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法

四 維持修繕協定の有効期間

五 維持修繕協定に違反した場合の措置

六 その他必要な事項

第二十四條中「第十七條第四項」の下に「若しくは第六項」を加え、「第二十二條」を「第二十二條の二」に改める。

第二十七條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 国土交通大臣は、第十七條第六項の規定により都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該道路の道路管理者に代わつてその権限を行うものとする。

第三章第一節中第二十八條の次に次の一條を加える。

（協議会）

第二十八條の二 交通上密接な関連を有する道路（以下この項において「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は、密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体
二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者

三 その他協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三十七條第一項中「ふくそうする道路又は幅員」を「ふくそうする道路若しくは幅員」に改め、「図るため」の下に「又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため」を加える。

第三十九條第一項ただし書中「政令で定めるもの」を削る。

第四十二條に次の一項を加える。

3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

第四十七條の二に見出しとして「（限度超過車両の通行の許可等）」を付し、同条第一項中「附して」を「付して」に、「こえる車両」を「超える車両（次条第一項及び第七十二條の二第一項において「限度超過車両」という。）」に改める。

第四十七條の十を第四十七條の十一とし、第四十七條の六から第四十七條の九までを一条ずつ繰り下げる。

第三章第四節中第四十七條の五を第四十七條の六とする。

第四十七條の四第一項中「明瞭」を「明瞭」に、「まわり道」を「回り道」に改め、同条を第四十七條の五とする。

第四十七條の三第一項中「こえる」を「超える」に、「前条第一項」を「第四十七條の二第一項」に、「附した」を「付した」に改め、同条を第四十七條の四とする。

第四十七條の二の次に次の一條を加える。
（限度超過車両の通行を誘導すべき道路の指定等）

第四十七條の三 国土交通大臣は、道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況その他の事情を勘案して、道路の構造の保全と安全かつ円滑な交通の確保を図るため、限度超過車両の通行を特定の経路に誘導することが特に必要であると認められる場合においては、当該経路を構成する道路管理者を異にする二以上の道路（高速自動車国道又は指定区

間内の国道を含む場合に限る。第六項及び第七項において同じ。）について、区間を定め、限度超過車両の通行を誘導すべき道路として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定に係る道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に協議し、その同意を得なければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

4 第二項の同意をした道路管理者は、直ちに、当該道路に係る前条第一項の許可（国土交通省令で定める車両の幅、重量、高さ、長さ及び最小回転半径に関する基準に適合する車両に係るものに限る。以下この条において同じ。）の基準及び当該許可に係る審査のために必要な当該道路の構造に関する情報として国土交通省令で定めるもの（次項及び第六項において「許可基準等」という。）を国土交通大臣に提供しなければならない。

5 前項の道路管理者は、当該道路に係る許可基準等に変更があつたときは、直ちに、これを国土交通大臣に提供しなければならない。

6 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の申請が第一項の規定により指定された道路管理者を異にする二以上の道路に係るもので政令で定めるものであるときは、同条第一項の許可に関する権限は、国土交通大臣が行うものとする。この場合において、国土交通大臣は、指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道に係る審査については、前二項の規定によりこれらの道路の道路管理者から提供された許可基準等に照らして、これを行わなければならない。

7 前項の規定により道路管理者を異にする二

以上の道路について国土交通大臣が行う前条第一項の許可を受けようとする者は、手数料を国に納めなければならない。

8 前項の手数料の額は、実費を勘案して、政令で定める。

9 国土交通大臣は、第一項の規定により指定された道路の道路管理者(国土交通大臣である道路管理者を除く。)から第六項の規定により行つた当該道路に係る前条第一項の許可に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第五十一条を次のように改める。

(国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に係る工事に關する費用負担)

第五十一条 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築に關する工事に要する費用は、国が補助金相当額(都道府県又は市町村が自ら当該工事をを行うこととした場合に第五十六条の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができ金額に相当する額をいう。以下この項において同じ。)を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

2 第十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の修繕に關する工事に要する費用は、当該都道府県又は市町村の負担とする。

第五十二条第一項中「第四十九条又は第五十条を」前三条に改める。

第五十三条第一項中「場合又は」を「場合、」に改め、「災害復旧を行う場合」の下に「又は都道府県道若しくは市町村道を構成する施設若しくは工作物の改築若しくは修繕に關する工事をを行う場合を、」都道府県」の下に「又は市町村」を加え、「又は第四項」を「若しくは第四項又は第五十一条」に改める。

第五十四条第一項、第五十四条の二第一項及び第五十五条第一項中「又は第五十条を」から第五十一条までに改める。

第六十四条第二項中「収入」の下に「とし、第四十七条の三第七項の規定に基づく手数料は、国の収入を加える。

第七十一条第四項中「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の四第二項」に改め、同条第五項中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改める。

第七十二条の次に次の一条を加える。

(報告及び立入検査)

第七十二条の二 道路管理者は、第四十七条第二項及び第三項並びに第七十一条第一項第四十七条第二項若しくは第三項又は第四十七条の二第一項の規定に係る場合に關する。の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者に対し、道路管理上必要な報告をさせ、又はその職員に、限度超過車両の所在する場所若しくは限度超過車両を所有し、若しくは通行させる者の事務所その他の事業場に立ち入り、限度超過車両の通行経路、通行時間その他の通行の方法の記録その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第七十七条第一項中「その他道路」を、「道路の維持又は修繕の実施状況その他道路又は道路の管理の状況」に改める。

第九十一条第二項中「第四十七条の十」を「第四十七条の十一」に、「から第七十三条まで」を「第七十二条、第七十三条」に改める。

第一百一条第五号中「第四十七条の三第一項」を「第四十七条の四第一項」に改め、同条第六号中「立入」を「立入り」に改める。

第二百二条第三号中「第四十七条の三第二項」を「第四十七条の四第二項」に改める。

第四百七条の四第二項に改める。

第四百七条の四第一項に改める。

第七十四条の四第一項に改める。

第七十四条を次のように改める。

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十四条第四項又は第四十八条第二項(第九十一条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による道路管理者の命令に違反した者

二 第七十二条の二第一項の規定に違反し、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げた者

(道路整備特別措置法の一部改正)

第二条 道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「第三項まで」の下に「若しくは第六項を加える。

第八条第七項中「次条第一項第九号又は第十二号」を「次条第一項第十号又は第十三号」に改める。

第九条第一項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 道路法第二十二條の二の規定により維持修繕協定を締結すること。

第九条第九項中「第二項第九号」を「第二項第十号」に、「第一項第十二号」を「第二項第十三号」に、「又は」を「若しくは」に改め、同条第十項中「第六号、第八号から第十号まで又は第十二号」を「第七号、第九号から第十一号まで又は第十三号」に改める。

第十四条中「第三項まで」の下に「若しくは第六項」を加える。

第十七条第一項中第二十七号を第二十八号とし、第五号から第二十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 道路法第二十二條の二の規定により維持修繕協定を締結すること。

第十七条第二項中「同項第八号、第九号又は第二十一号」を「同項第九号、第十号又は第二十二号」に改め、同項ただし書中「同項第八号又は第九号」を「同項第九号又は第十号」に改める。

第三十条第一項中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 道路法第二十八條の二第一項の規定により協議会を組織すること。

第三十一条第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 道路法第二十八條の二第一項の規定により協議会を組織すること。

第三十五条中「第九条第一項第九号又は第十七条第一項第十四号」を「第九条第一項第十号又は第十七条第一項第十五号」に改める。

第三十六条中「第十七条第一項第十七号」を「第十七条第一項第十八号」に改める。

第四十条第一項中「第九条第一項第八号」を「第九条第一項第九号」に改め、同条第二項中「第十七条第一項第六号」を「第十七条第一項第七号」に、「第十七条第一項第十号」を「第十七条第一項第十一号」に改める。

第四十二条第三項中「第十七条第一項第十四号」を「第十七条第一項第十五号」に改め、同条第四項中「第九条第一項第九号」を「第九条第一項第十号」に改める。

第五十四条第一項中「第十七条第一項第二十四号」を「第十七条第一項第二十五号」に改める。

第三条 道路整備特別措置法の一部を次のように改正する。

第八条第一項第二十号中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同項第三十一号を

第三十三号とし、第三十号を第三十二号とし、第二十九号を第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一 道路法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

第八条第一項中第二十八号を第二十九号とし、第二十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十四号中「第四十七条の七第一項」を「第四十七条の八第一項」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十三号中「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十二号の次に次の一号を加える。

二十三 道路法第四十七条の三第二項の規定により協議し、同条第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同条第九項の規定により情報の提供を求めること。

第八条第二項中「第十四号又は第十五号」を「第十四号、第十五号、第二十三号又は第三十一号」に、「道路」を「道路」に、「限る」を「限り、同項第二十三号に掲げる権限にあつては道路法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る」に改め、同条第三項中「若しくは第二十六号に掲げるもの」を「第二十三号若しくは第二十七号に掲げるもの（同項第二十三号に掲げる権限にあつては、道路法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。以下この項において同じ。）に、「都道府県道又は」を「第一項第三十一号に掲げるもの又は都道府県道若しくは」に、「又は第二十六号」を「第二十三号若しくは第二十七号」に改め、同条第四項中「第二十二号まで、第二十四号から第二十六号まで又は第二十八号から第三十号まで」を「第二十三号まで、第二十五号から第二十七号まで又は第二十九号から第三十一号まで」に、「第九号から第三十号まで」を「第九号から第三十二号まで」に改め、同条第五項中「第二十

六号、第二十七号及び第三十号」を「第二十七号、第二十八号及び第三十二号」に改め、同条第六項中「第二十六号又は第二十七号」を「第二十七号又は第二十八号」に改め、同条第七項中「第二十八号」を「第二十九号」に改める。

第九条第一項第十一号中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同項第十二号中「第四十七条の七第一項後段」を「第四十七条の八第一項後段」に改める。

第十七条第一項第十六号中「第四十七条の四」を「第四十七条の五」に改め、同項第二十八号を「第三十号」とし、第二十七号を第二十九号とし、第二十六号を第二十八号とし、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 道路法第七十二条の二第一項の規定により必要な報告をさせ、又はその職員に立入検査をさせること。

第十七条第一項中第二十四号を第二十五号とし、第二十一号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二十号中「第四十七条の七第一項」を「第四十七条の八第一項」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第十九号中「第四十七条の三」を「第四十七条の四」に改め、同号を同項第二十号とし、同項第十八号の次に次の一号を加える。

十九 道路法第四十七条の三第二項の規定により協議し、同条第四項又は第五項の規定により許可基準等を提供し、及び同条第九項の規定により情報の提供を求めること。

第十七条第二項中「又は第二十二号に掲げるもの」を「第十九号、第二十三号又は第二十七号に掲げるもの（同項第十九号に掲げる権限にあつては、道路法第四十七条の三第二項の規定により協議することに限る。）に改め、同項ただし書中「同項第九号」を「前項第九号」に改める。

第三十条第一項第六号及び第三十一条第一項第四号中「第四十七条の十第一項」を「第四十七

条の十一第一項」に改める。

第五十四条の前の見出し中「適用」を「適用等」に改め、同条第一項中「において、道路法」の下に「第四十七条の三第二項中「道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「道路・高速自動車国道又は指定区間内の国道に限る。が道路整備特別措置法第二十三条第一項第一号に規定する会社管理高速道路以下「会社管理高速道路」という。）である場合にあつては機構に、同法第三十一条第一項に規定する公社管理道路（以下「公社管理道路」という。）である場合にあつては地方道路公社」と、同条第四項及び第五項中「道路管理者」とあり、同条第六項中「これらの道路の道路管理者」とあり、並びに同条第九項中「第一項の規定により指定された道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）」とあるのは「機構等」と、同条第六項中「指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道」とあり、及び同条第九項中「当該道路」とあるのは「会社管理高速道路又は公社管理道路」と、同法を加え、「第八条第一項第二十九号又は第十七条第一項第二十五号」を「第八条第一項第三十号又は第十七条第一項第二十六号」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 機構は、前項の規定により読み替えて適用する道路法第四十七条の三第二項の規定により協議をしようとする場合においては、あらかじめ、会社の意見を聴き、かつ、その協議を行ったときは、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。

（道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第四条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「事業をいう」を「事業をいい、道路の新設又は改築（電線共同溝の整備等）に関する

特別措置法（平成七年法律第三十九号）第二条第三項に規定する電線共同溝（第四条第一項において単に「電線共同溝」という。）に係るものに限る。）に密接に関連する事業を含む」に改める。

第三条を次のように改める。

（国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道に係る工事に関する費用負担の特例）

第三条 道路法第七十七条第六項の規定により国土交通大臣が行う都道府県道又は市町村道を構成する施設又は工作物の改築又は修繕に関する工事（都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に前条の規定その他の同法以外の法律の規定（以下この条において「他法律の規定」という。）により国が当該工事に要する費用について補助することができ、工事に限る。）に要する費用は、道路法第五十一条の規定にかかわらず、国が補助金相当額（都道府県又は市町村が自ら当該工事を行うこととした場合に他法律の規定により国が当該都道府県又は市町村に補助することができ、金額に相当する額をいう。以下この条において同じ。）を、当該都道府県又は市町村が当該工事に要する費用の額から補助金相当額を控除した額を負担する。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（電線共同溝への電線の敷設工事に係る資金の貸付け）

第四条 国は、都道府県又は市町村が道路法第三十七条第一項の規定により指定された道路の区域において建設される電線共同溝に係る電線共同溝の占用予定者（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第五条第二項に規定する電線共同溝の占用予定者をいう。）に対し電線共同溝への電線の敷設工事（これに附帯する工事を含む。）に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合において、その貸付けの条件が次項の政令で定める基準に適合しているときは、当該貸付けに必要な資金の一

部を無利子で当該都道府県又は市町村に貸し付けることができる。

2 前項に規定する国の貸付金及び同項の規定による国の貸付けに係る都道府県又は市町村の貸付金に関する償還方法その他必要な貸付けの条件については、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中道路法目次の改正規定(第二十八条を「第二十八条の二」に改める部分を除く。)、同法第四十七条の二の改正規定、同法第四十七条の十を同法第四十七条の十一とし、同法第四十七条の六から同法第四十七条の九までを一条ずつ繰り下げる改正規定、同法第三章第四節中第四十七条の五を同法第四十七条の六とする改正規定、同法第四十七条の四とする改正規定、同法第四十七条の三の第一項の改正規定、同法第四十七条の四とする改正規定、同法第四十七条の二の次に一条を加える改正規定、同法第六十四条第二項の改正規定、同法第七十一条第四項及び第五項の改正規定、同法第七十二条の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十一条第二項、第一百一条第五号、第一百二条第三号、第一百三條及び第一百四條の改正規定並びに第三条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第四条の規定の施行前に国が貸付けを行つた同条の規定による改正前の道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第一項又は第二項の規定による国の貸付金の償還については、なお従前の例による。ただし、附則第六条の規定による改正後の特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)附則

第五十条の二の規定の適用については、この限りでない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、第一条から第三条までの規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五条 道路法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第十七条第六項」を「第十七条第七項」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第六条 特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百一条第二項第一号ハ中「若しくは第五十條第一項」を、「第五十條第一項」に改め、「若しくは第四項」の下に「若しくは第五十一條第一項若しくは第二項」を、「第二十條第一項」の下に「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和三十三年法律第三十四号)第三條」を加え、同号ト中「第二十條第一項」の下に「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第四條第一項」を加える。

附則第十二条中「及び附則第五十條の二第一項の規定による国債整理基金特別会計から道路整備勘定への繰入金」を削る。

附則第五十條の二第三項中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三條第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金を「第一項に規定する貸付金以下この条において「旧貸付金」という。」に、「当該貸付金」を「当該旧貸付金」に改め、同条第四項中「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する

法律第三條第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金」を「旧貸付金」に、「翌年度において第一項の規定による国債整理基金特別会計からの繰入金額から減額し、なお残余があるときは、翌々年度を「平成二十八年年度」に改め、同条第五項中「第一項の規定により国債整理基金特別会計から道路整備勘定に繰り入れられた繰入金又は道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三條第一項及び第二項の規定による無利子の貸付金」を「旧貸付金」に改め、「それぞれその繰入れをした年度又は」を削り、「同勘定の歳入」を「道路整備勘定の歳入」に改め、同条第六項を削る。

港灣法の一部を改正する法律案

港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第八項中「及び船舶の航行の安全」を「並びに船舶の航行の安全及び待避」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特定貨物輸入拠点港灣の指定)

第二条の二 国土交通大臣は、国際戦略港灣、国際拠点港灣又は重要港灣であつて、主として輸入されるばら積み貨物(以下「輸入ばら積み貨物」という。)の海上運送の用に供され、又は供されることとなる国土交通省令で定める規模その他の要件に該当する埠頭(以下この項及び第五十條の六第二項第三号において「特定貨物取扱埠頭」という。)を有するものうち、輸入ばら積み貨物の取扱量その他の国土交通省令で定める事情を勘案し、当該特定貨物取扱埠頭を中核として輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する当該国際戦略港灣、国際拠点港灣又は重要港灣の効果的な利用の推進を図ることが我が国産業の国際競争力の強化のために特に重要なものを、特定貨物輸入拠点港灣として指定することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による指定をし

たときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

3 国土交通大臣は、第一項の特定貨物輸入拠点港灣(以下単に「特定貨物輸入拠点港灣」という。)について指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該特定貨物輸入拠点港灣について指定を取り消すものとする。

4 第二項の規定は、前項の規定による指定の取消しについて準用する。

第五十條の四第一項中「(以下この条において「協議会」という。）」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 前条第二項から第四項までの規定は、国際戦略港灣運営効率化協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「次条第一項及び同条第二項において準用する前二項」と読み替へるものとする。

第五十條の四第三項及び第四項を削り、同条を第五十條の五とし、同条の次に次の十條を加える。

(特定利用推進計画)

第五十條の六 特定貨物輸入拠点港灣の港灣管理者(以下「特定港灣管理者」という。)は、当該特定貨物輸入拠点港灣について、輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港灣の効果的な利用の推進を図るための計画(以下「特定利用推進計画」という。)を作成することができる。

2 特定利用推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する特定貨物輸入拠点港灣の効果的な利用の推進に関する基本的な方針

二 特定利用推進計画の目標

三 前号の目標を達成するために行う特定貨物取扱埠頭の機能の高度化を図る事業(次項及び第五十條の八第一項において「特定貨物取扱埠頭機能高度化事業」という。)その他の事

業及びその実施主体に関する事項

四 輸入ばら積み貨物の海上運送の共同化の促進に資する他の港湾との連携に関する事項
五 前各号に掲げるもののほか、特定利用推進計画の実施に関し当該特定港湾管理者が必要と認める事項

3 前項第三号に掲げる事項には、特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施に係る次に掲げる事項を定めることができる。
一 第三十七条第一項の許可を要する行為に関する事項

二 第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出を要する行為に関する事項
三 第五十四条の三第七項の規定による貸付けを受けて行う同条第一項に規定する特定埠頭の運営の事業に関する事項

4 特定利用推進計画は、基本方針に適合したものでなければならない。
5 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第二項第三号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、同号の実施主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

6 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第二項第四号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、同号の他の港湾の港湾管理者に協議しなければならない。

7 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第三項第三号に掲げる事項を定めようとする場合において、当該事項に係る第五十四条の三第一項に規定する特定埠頭が次に掲げる港湾施設を含むものであるときは、あらかじめ、国土交通大臣の同意を得なければならない。

一 国有財産法第三十二条に規定する行政財産である港湾施設
二 その工事の費用を国が負担し、又は補助した地方自治法第二百三十八条第四項に規定する行政財産である港湾施設

8 特定港湾管理者は、特定利用推進計画に第三項第三号に掲げる事項を定めようとするとき

は、国土交通省令で定めるところにより、当該事項の内容を公衆の縦覧に供することその他の第五十四条の三第七項の規定による貸付けが公正な手続に従って行われることを確保するために必要な措置を講じなければならない。

9 特定港湾管理者は、特定利用推進計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、国土交通大臣、第二項第三号の実施主体及び同項第四号の他の港湾の港湾管理者に、特定利用推進計画を送付しなければならない。

10 国土交通大臣は、前項の規定により特定利用推進計画の送付を受けたときは、特定港湾管理者に対し、必要な助言をすることができる。

11 第五項から前項までの規定は、特定利用推進計画の変更について準用する。

(特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会)
第五十条の七 特定利用推進計画を作成しようとする特定港湾管理者は、特定利用推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うため、特定貨物輸入拠点港湾利用推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一 特定利用推進計画を作成しようとする特定港湾管理者
二 特定利用推進計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
三 関係する地方公共団体及び当該特定貨物輸入拠点港湾の利用者、学識経験者その他の当該特定港湾管理者が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する特定港湾管理者は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
5 国土交通大臣は、特定利用推進計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求め

に応じて、必要な助言をすることができる。

6 第五十条の四第三項及び第四項の規定は、協議会について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、第五十条の七第一項と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第五十条の七第一項から第五項まで及び同条第六項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(港湾区域内の工事等の許可等の特例)
第五十条の八 第五十条の六第三項第一号又は第三号に掲げる事項が定められた特定利用推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、当該公表の日当該事項に係る特定貨物取扱埠頭機能高度化事業の実施主体に対する第三十七條第一項の許可又は第五十四条の三第二項の認定があつたものとみなす。

2 第五十条の六第三項第二号に掲げる事項が定められた特定利用推進計画が同条第九項の規定により公表されたときは、第三十八条の二第一項又は第四項の規定による届出があつたものとみなす。

(共同化促進施設協定の締結等)
第五十条の九 特定利用推進計画に定められた第五十条の六第二項第三号に掲げる事項に係る輸入ばら積み貨物の積卸し、保管又は荷さばきの共同化を促進するために必要な港湾施設として国土交通省令で定めるもの(以下この条において「共同化促進施設」という。)の施設所有者等(当該共同化促進施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次項において同じ。)を有する者をいう。以下同じ。)は、その全員の合意により、当該共同化促進施設の整備又は管理に関する協定を締結することができる。

2 特定利用推進計画に定められた第五十条の六第二項第三号に掲げる事項に係る建設が予定されている共同化促進施設又は建設中の共同化促進施設の施設所有者等となろうとする者(当該共同化促進施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定施設所有者等」という。)は、その全員の合意により、当該共同化促進施設の整備又は管理に関する協定を締結することができる。

3 第一項又は前項に規定する協定(以下「共同化促進施設協定」という。)においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 共同化促進施設協定の目的となる共同化促進施設(以下「協定共同化促進施設」という。)
二 次に掲げる協定共同化促進施設の整備又は管理に関する事項のうち、必要なもの
イ 協定共同化促進施設を構成する荷さばき施設、保管施設その他の港湾施設の規模、構造又は用途に関する基準
ロ 協定共同化促進施設を構成する荷さばき施設、保管施設その他の港湾施設の整備又は管理に要する費用の負担の方法
ハ その他協定共同化促進施設の整備又は管理に関する事項

三 共同化促進施設協定の有効期間
四 共同化促進施設協定に違反した場合の措置
四 共同化促進施設協定は、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。
(認可の申請に係る共同化促進施設協定の縦覧等)
第五十条の十 特定港湾管理者は、前条第四項の認可の申請があつたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該共同化促進施設協定を当該公告の日から二週間関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該共同化促進施設協定について、特定港湾管理者に意見書を提出することができる。
(共同化促進施設協定の認可)
第五十条の十一 特定港湾管理者は、第五十条の

九第四項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 協定共同化促進施設の利用を不当に制限するものでないこと。

三 第五十条の九第三項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

2 特定港湾管理者は、第五十条の九第四項の認可をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該共同化促進施設協定を当該特定港湾管理者の事務所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、協定共同化促進施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定共同化促進施設である旨又は協定共同化促進施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。

（共同化促進施設協定の變更）

第五十条の十二 協定共同化促進施設の施設所有者等又は予定施設所有者等は、共同化促進施設協定において定めた事項を變更しようとする場合においては、その全員の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の變更の認可について準用する。

（共同化促進施設協定の効力）

第五十条の十三 第五十条の十一第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた共同化促進施設協定は、その公告のあつた後において当該協定共同化促進施設の施設所有者等又は予定施設所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

（共同化促進施設協定の廃止）

第五十条の十四 協定共同化促進施設の施設所有者等又は予定施設所有者等は、第五十条の九第四項又は第五十条の十二第一項の認可を受けた

共同化促進施設協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、特定港湾管理者の認可を受けなければならない。

2 特定港湾管理者は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

（借主の地位）

第五十条の十五 共同化促進施設協定に定める事項が協定共同化促進施設の借主の権限に係る場合においては、その共同化促進施設協定については、当該協定共同化促進施設の借主を施設所有者等とみなして、第五十条の九から前条までの規定を適用する。

第五十条の三の次に次の一条を加える。

（港湾広域防災協議会）

第五十条の四 国土交通大臣、港湾管理者の長その他の関係行政機関の長又はこれらの指名する職員は、港湾管理者を異にする二以上の港湾について、これらの港湾相互間の広域的な連携による災害時における港湾の機能の維持に関し必要な協議を行うため、港湾広域防災協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係行政機関及び事業者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 第一項の協議を行うための会議において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五十五条の三の二の次に次の二条を加える。
（国土交通大臣による開発保全航路内の物件の使用等）

第五十五条の三の三 国土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、

開発保全航路の区域のうち、非常災害が発生した場合の船舶の交通を確保するために特に必要があるものとして国土交通省令で定めた区域内において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。
（緊急確保航路内の禁止行為等）

第五十五条の三の四 何人も、緊急確保航路非常災害が発生した場合において、港湾区域、開発保全航路及び河川区域以外の水域における船舶の交通を緊急に確保する必要があるものとして政令でその区域を定めた航路をいう。以下同じ。）内において、みだりに、船舶、土石その他の物件で国土交通省令で定めるものを捨て、又は放置してはならない。

2 緊急確保航路内において、水域を工作物の設置等により占用し、又は土砂を採取しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

3 国土交通大臣は、前項の行為が非常災害が発生した場合における船舶の交通に支障を与えるものであるとき、又は非常災害が発生した場合における沈没物その他の物件の除去に著しく支障を与えるものであるときは、許可をしてはならない。

4 第三十七条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

5 国土交通大臣は、非常災害が発生し、船舶の交通に支障が生じている場合において、緊急輸送の用に供する船舶の交通を確保するためやむを得ない必要があるときは、緊急確保航路内において、船舶、船舶用品その他の物件を使用し、収用し、又は処分することができる。

第五十五条の四第一項中「又は前条第七項」を「第五十五条の三の二第七項 第五十五条の三の三又は前条第五項」に改める。

第五十六条の前の見出し中「定の」を「定め」に改め、同条第一項中「定の」を「定め」に改め、「開発保全航路」の下に「及び緊急確保航路」を加え、「埋立」を「埋立て」に改める。

第五十六条の二第一項中「開発保全航路」の下に「及び緊急確保航路」を加える。

第五十六条の二の二第一項中「この項及び次項において」を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定による技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通省令で定める方法により行わなければならない。

第五十六条の二の三第一項及び第二項第三号中「前条第二項」を「前条第三項」に改める。

第五十六条の二の二十第一項中「第五十六条の二の二第二項」を「第五十六条の二の二第三項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等）

第五十六条の二の二十一 港湾管理者は、技術基準対象施設であつて、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定めるもの（以下「特定技術基準対象施設」という。）のうち、港湾管理者以外の者（国及び地方公共団体を除く。第五十六条の五第三項において同じ。）が管理するものが、技術基準に適合しなくなり、かつ、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定技術基準対象施設を管理する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に對し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（国土交通大臣への報告等）

第五十六条の二の二十二 国土交通大臣は、港湾管理者に対し、その管理する港湾における特定

技術基準対象施設の維持管理の状況に関し必要な報告を求め、又は技術的な援助をすることが出来る。

第五十六条の四第一項第一号イ中「又は第二項」を「若しくは第二項又は第五十五条の三の四第一項若しくは第二項」に改め、同項第二号及び第三号中「第四十三条の八第二項」の下に「第五十五条の三の四第二項」を加える。

第五十六条の五第一項中「第四十三条の八第二項」の下に「第五十五条の三の四第二項」を加え、同条第四項中「第一項又は第二項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管理する者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況若しくは当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第五十九条第二項中「第四十一条第一項」の下に「第五十六条の二の二十一第二項」を加え、「基く」を「基づく」に改める。

第六十一条第四項第一号中「第四十三条の八第二項」の下に「第五十五条の三の四第二項」を加え、同項第二号中「第四十三条の八第一項」の下に「第五十五条の三の四第一項」を加え、同条第八項第五号中「第五十六条の五第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、「同項」を「これら」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の次に一条を加える改正規定、第五十条の四を第五十条の五とし、同条の次に十条を加える改正規定(第五十条の四を第五十条の五とする部分を除く。)並びに第五十六条の二の二、第五十六条の二の三第一項及び第二項第三号並びに第五十六条の二の二十第一項の改正規定並びに附則第四条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第五十六条の二の二十の次に二条を加える改正規定、第五十六条の五の改正規定(同条第一項の改正規定を除く。)並びに第五十九条第二項及び第六十一条第八項第五号の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の港湾法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二百二十七号の二中「第五十六条の二の二第二項」を「第五十六条の二の二第三項」に改める。

平成二十五年六月五日印刷

平成二十五年六月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局